



7 産業・経済

— 地域経済が潤う
活気ある産業が発展するまち —

基本施策 1	企業誘致の推進・企業支援の充実	172
基本施策 2	中心市街地の活性化	176
基本施策 3	商工業の振興	180
基本施策 4	農業の振興	184
基本施策 5	里山の保全対策	188



政策目標

基準値
(令和3年度)

23.2%

市内に魅力的な産業や
職場があると感じますか？

目指す方向



基本施策1

企業誘致の推進・ 企業支援の充実



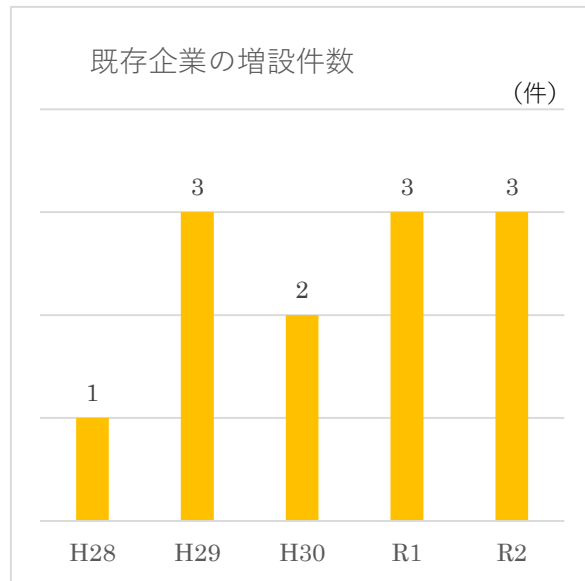
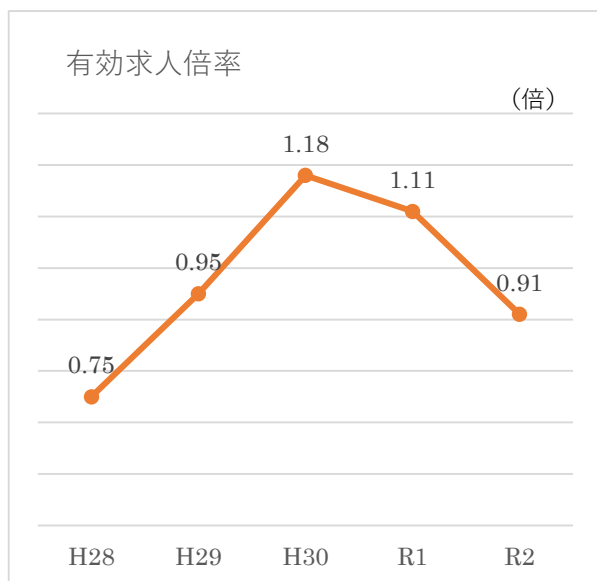
あるべき
将来の姿

民間等所有の未利用地に新たな企業を誘導することや、既存企業への支援を行うことにより、雇用の機会を創出し、持続可能で特色のある地域産業の創出と多様な人材が活躍できる環境が整っています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
新規企業誘致・既存企業の新增設件数の累計	2件	16件

現状・これまでの取組

- 企業誘致や既存企業への支援は、市の財政面や市民の雇用の確保の観点から、重要な事業となっています。一方、市民満足度調査結果からは、企業誘致の推進・工業の振興について、市民の期待度が高いものの、満足度が低くなっています。
- 新たな企業の立地誘導と地場産業の振興、競争力のある中小企業の育成等を通じて地域産業の活性化を牽引する企業を支援していく必要があります。
- 企業進出の決め手として、地理的要因のほかに、近年においては、雇用の確保が容易であることが挙げられています。そのため、新たな企業の立地誘導を進めるには、用地の確保とともに企業が人材を確保しやすい環境を整備する必要があります。
- 本市は都心から 70km 圏に位置し、充実した交通インフラが整備されているため利便性が高く、立地条件に恵まれています。一方で、就職を理由とした若年層の転出が多い状況となっています。



課題

- 柏原工業団地内には新たな企業を受け入れる土地も十分でないことから、市内未利用地の活用の検討が必要となっています。
- 本市の財政面や市民の雇用の確保の観点からも、市街地の居住環境の維持・向上や自然環境との調和を図り、周辺未利用地の活用を検討するとともに、企業ニーズを把握しながら、県や関係機関と連携し企業誘致を実施することが重要となっています。
- 市内ですでに操業している企業の定着化と拡張や増設等による事業の拡大を支援していく必要があります。
- 学生の大企業志向、地元企業の魅力発信不足、就職希望者への情報提供不足等、就職に係る情報や状況のミスマッチがみられることが課題となっています。
- 企業誘致や既存企業への支援を通して、雇用の促進や就業機会の拡大を図ることが課題となっています。

関連計画

- ・ 茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画（平成 29 年度～令和 4 年度）
- ・ 石岡市導入促進基本計画（先端設備等導入計画）（平成 30 年度～令和 5 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
企業誘致推進事業	県内外の企業・金融機関・デベロッパー等に働きかけ、市内未利用地への企業誘致活動を行います。	商工課
事業環境の整備	産業用地の未利用地・遊休施設等の有効活用により、用地の確保を図ります。	商工課
既存企業への支援	市内企業に対して、拡張・増設、雇用促進に対する支援を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。	商工課
就職支援事業	地元での就職・創業の支援等を実施し、市内及び近隣で就業しやすい環境づくりに取り組みます。（企業説明会などによる地元企業の魅力発信を行うとともに、若年層の将来の選択肢を地元に広げます。また、地元企業による就職説明会の実施や就業環境の向上を図ることによって、就業と採用ニーズのマッチング等の支援を行います。）	商工課



主要な取組における参考指標

有効求人倍率

ハローワーク石岡管内における有効求人倍率
(年間)

基準値 (令和2年度)

0.91 倍

目標 (令和5年度)

基準値より増

地域牽引事業(※)計画の承認数

未来投資促進法に基づき、企業が県に申請する
地域牽引事業計画の承認件数 (累計)

基準値 (令和2年度)

2 件

目標 (令和5年度)

4 件

就職面接会・企業説明会の参加者数

就職面接会や企業説明会の年間の参加者数
(年間)

基準値 (令和2年度)

120 人

目標 (令和5年度)

180 人

※地域牽引(けんいん)事業とは、地域の特性を活用した新たな商品・サービスの開発等で高い付加価値の創出が見込まれる事業のこと。

本市の工業を支える

「柏原工業団地」について



柏原工業団地は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づき、昭和48年に旧日本住宅公団・県・市及び地元関係者のご協力で造成されました。約50万坪の面積を有し、進出企業は45社、従業員数は4,328人です。(令和2年11月12日現在)

常磐道石岡小美玉スマートインターチェンジから約1.5kmの立地で、アクセス条件が良好であることから様々な企業が進出しています。

基本施策2 中心市街地の活性化



あるべき
将来の姿

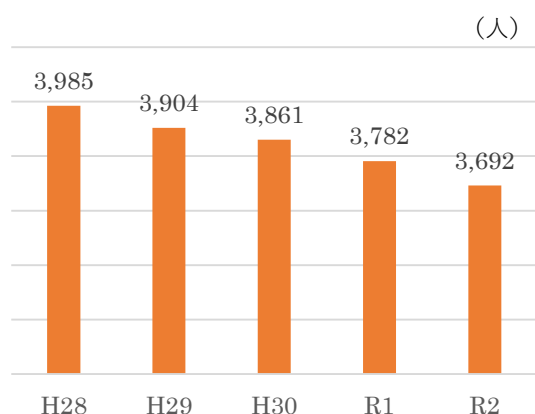
人口減少・高齢社会の到来に対応し、都市機能が効果的に集積・配置されたコンパクトで暮らしやすい魅力的なまちづくりができています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
1日あたりの中心市街地における歩行者通行量	1,903人	2,800人

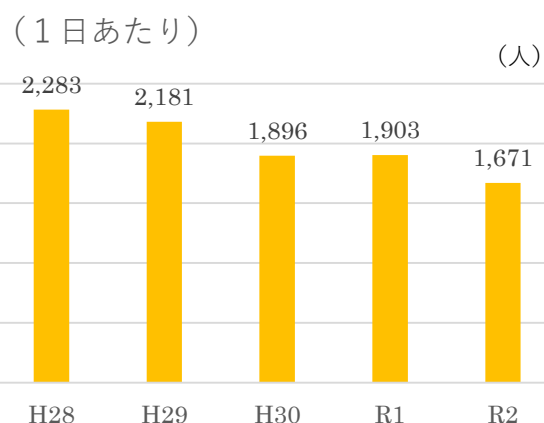
現状・これまでの取組

- 過去の市民満足度調査結果から、「商業の振興・中心市街地の活性化」は継続的に満足度が低く、業務改善必要度が高い傾向にあり、市民ニーズが最も高い施策の1つと考えられます。
- 平成21年12月に国の認定を受けた、石岡市中心市街地活性化基本計画に基づいて、中心市街地のにぎわい創出を目途に様々な施策、事業を実施してきました。石岡駅橋上化により改札口と連結したステーションパークにおいて、飲食エリアのかんばん横丁がオープンするなど、駅周辺のにぎわい創出に寄与しています。新型コロナウイルス感染症の発生以降、売上が大幅に減少しながらも国県市の支援を受け、変化する生活様式に対応し事業継続に取り組んでいる状況です。
- 事業内容の実現可能性や継続性、効果を検証し、新規事業の追加や事業の廃止を経ながら令和3年3月に策定した石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）にその内容を引き継いでいます。
- 中心市街地の居住者人口は減少が著しく、市全域の減少率よりも高い水準で推移しています。あわせて、高齢化率についても同様に市全域より高い状況にあります。
- 令和3年度より国土交通省所管の都市構造再編集集中支援事業の支援を受け、石岡駅周辺整備事業（第2期）として、石岡駅西口交流施設の整備、石岡駅東口BRTバス発着広場の整備、石岡駅東口都市公園の整備、駅東駐車場の整備等を進めています。
- 複合文化施設は、石岡市立地適正化計画に基づき、石岡駅周辺の「石岡市街地」に誘致設置すべき文化機能を有する施設として整備します。市民の活動と交流の拠点となるとともに、滞在型施設として多くの人が集まり、周辺に回遊することを目指します。

中心市街地の居住者人口



中心市街地の歩行者通行量



課題

- 中心市街地の歩行者通行量の確保に関する対策として、テナントミックス事業の効果を高めるべく事業を継続するほか、観光や防犯の観点も含めたターゲット別の具体的な回遊ルートの確立と、そのルート上を恒常的に人が往来するための機能を確保する必要があります。
- 行政、商工会議所及び商工会により、様々な商店街活動を支援・実施してきましたが、商店街組織の高齢化等と、若い世代の消費者の商店街離れが進んでいるなか、支援活動等のあり方を見直す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中心市街地活性化基本計画に紐づけられた事業の進捗についても事業規模の縮小等の影響が想定されます。
- 来街者を増やすために、商業振興施策に引き続き取り組むとともに、観光振興施策の重要性に目を向け、他の地域にはない「オンリーワンのまち」を目指していく必要があります。

関連計画

- ・ 石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）
- ・ 創業支援事業計画（平成29年度～令和4年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
コンパクトな都市機能づくり	交通利便性の向上や、駅周辺の整備、まちなかりノベーション事業、複合文化施設の整備を進めることで、にぎわいの創出を図り、コンパクトなまちづくりを推進します。	都市計画課 駅周辺にぎわい創生課 商工課
住み続けられるまちづくり	まちなか居住人口の増加を図るための助成事業などを通して、人口の流出に歯止めをかける対策を講じます。	建築住宅指導課 こども福祉課
にぎわいの導線づくり	ステーションパークの活用や中心市街地での創業者の支援、まちなかイベント等の実施により、中心市街地のにぎわい創出を図ります。	商工課 コミュニティ推進課 都市計画課
商業振興と地域資源みがき	中心市街地にある看板建築を中心とした歴史的景観等の地域資源を有効活用するとともに、地域ブランド認証による販路拡大や地域資源のPRを行い、地域経済の活性化を図る対策を講じます。	都市計画課 商工課 観光課 文化振興課

取組名	取組内容	担当課
まちなか観光の推進	まちなかの歴史資源を活かした観光政策や石岡のおまつりやサイクリングを活用したイベント等を通して、関係人口の増加を図ります。	観光課 文化振興課 政策企画課
複合文化施設の整備	文化芸術の拠点であるとともに、市民の活動と交流を促進し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能を発揮することで集客及び回遊を促し、中心市街地への波及効果を高めます。	駅周辺にぎわい創生課



主要な取組における参考指標

中心市街地の居住人口

中心市街地における居住人口

基準値（令和元年度）

3,782 人

目標（令和7年度）

基準値を維持

まちなか資源活用の実現

まちなかの地域資源を活用した石岡オリジナルの事業やイベント等の取組数（累計）

基準値（令和3年度）

11 件

目標（令和7年度）

15 件

いしおか市場の来場者数

隔月第1日曜日に開催するいしおか市場の来場者数（平均値）

基準値（令和3年度）

1,100 人/日

目標（令和5年度）

基準値より増

隔月第1日曜日開催

「いしおか市場」について

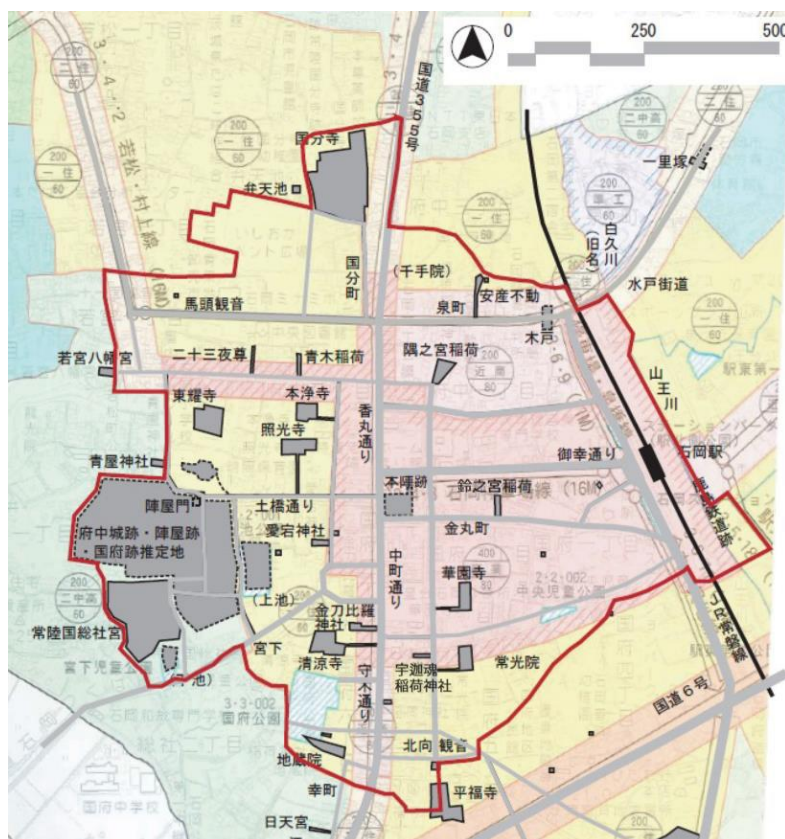
駅周辺のにぎわいづくりを目標として、地元商店街を中心として定期開催します。石岡の名産品、特産物による飲食・物販、キッチンカーも参加し、ステージイベントも実施しています。石岡ステーションパークでの開催から歩行者天国へ発展させて回遊性を高めていきます。



交流人口の増加、資源活用の実現を目指して中心市街地の活性化

「本市の中心市街地」について

「石岡市中心市街地活性化基本計画」（令和3年度で3期目の計画）で規定している国道355号線と県道石岡停車場線の結節点を中心に、半径約500メートルの範囲を基本としたエリアです。面積約97.4ヘクタール。このエリアには幅広い時代の歴史的資源が豊富に存在しています。



基本計画

7 産業・経済

基本施策2 中心市街地の活性化

文化施設整備事業

「複合文化施設」とは

旧石岡市民会館の機能を中心として、複数の市の施設の機能を複合化した施設です。石岡市文化芸術推進条例の理念のもと、市民が等しく文化芸術を鑑賞したり、参加・創造したりすることができる施設であるとともに、市民にとっての使い勝手や過ごしやすさ（居心地）を大切にしたい空間づくりによって、まちへの愛着や誇りの醸成へとつながるよう取り組んでいきます。

基本施策3 商工業の振興



あるべき
将来の姿

伝統産業や地域特産物を活かした地域資源を活用し、市産品のブランド化を通して市の魅力を発信するとともに、市内事業者の持続的発展により地域経済を活性化させ、魅力があり、人が集まるまちづくりが実現しています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
石岡市立地適正化計画と連動した生活サービス関連の創業件数の累計	4件	8件

現状・これまでの取組

- 過去の市民満足度調査結果から、商業の振興については、継続的に満足度が低く、業務改善必要度が高い傾向にあり、市民ニーズが最も高い施策の1つと考えられます。
- 車社会の進展や人口減少・高齢化などによる市内の商業店舗の休止や閉鎖等が進むなかで、立地適正化計画と連携して新たな創業を支援し、環境改善を図っています。
- 地域経済の活性化と市の魅力発信を目的として、本市の特産物や土産品、伝統工芸品といった産品から特に優れた商品を「石岡セレクト」として認証し、市内外における消費促進を図っています。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークなど新しい働き方への対応が求められています。また、家庭や仕事、地域活動が両立できるようワーク・ライフ・バランスを踏まえた労働環境の整備が求められています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動が縮小しているなか、消費拡大のためのプレミアム商品券の発行や、接触機会の減少を図るキャッシュレス決済を推進し、市内事業者への支援を図っています。
- 既存企業の市内への定着化を図るため、工業用水として上水道を多量に使用する製造業事業者の上水道料金を支援し、企業の産業振興の活性化を図っています。



【石岡セレクト認証品の販売会の様子】

課題

- 市内産業活性化のため、石岡セレクトのさらなる充実を図ることで、地場製品の魅力向上を推進するとともに、市内消費や市外消費地への販路開拓を促進する必要があります。
- 石岡駅周辺施設の整備に伴い、中心市街地のにぎわい創出と地域経済の活性化を図る必要があります。
- テレワークなどの新しい働き方に対応するための取組やワーク・ライフ・バランスを重視した取組が必要とされています。
- 市内において創業を検討する事業者の増加を図るとともに、より一層の創業支援強化を図ることで、ビジネスチャンスの拡大や、多様な人材が活躍できる場の創出が必要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす市内商工業への今後の影響によっては、市内事業者に対し継続的な支援を実施していく必要があります。

関連計画

- ・ 石岡市中心市街地活性化基本計画（第3期）（令和3年度～令和7年度）
- ・ 創業支援事業計画（平成29年度～令和4年度）
- ・ 石岡市導入促進基本計画（先端設備等導入計画）（平成30年度～令和5年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
商工振興事業	地域経済の活性化及び市の魅力発信を目的として、市の特産品や土産品、伝統工芸品といった製品の中から特に優れた産品を「石岡セレクト」として認証することで、市内外へのPRと販路拡大を図ります。また、キャッシュレス決済等の推進や既存企業への支援を充実させ、消費拡大とともに市内事業者の持続的発展を支援します。	商工課
創業支援事業	創業や新たな産業の育成を図るため、創業希望者への支援を強化し、創業の実現とその後の継続したフォローアップ等、適切な支援を実施します。具体的には、石岡商工会議所・石岡市八郷商工会と連携し、ワンストップ窓口の設置や、創業支援セミナーの開催などの創業支援に取り組みます。	商工課



主要な取組における参考指標

石岡セレクト認証件数

石岡セレクトとして認証された産品数
(累計)

基準値 (令和2年度)

17 品目

目標 (令和5年度)

30 品目

創業支援対象件数

創業支援計画に定める事業への支援対象件数
(累計)

基準値 (令和2年度)

21 件

目標 (令和5年度)

40 件

本市の魅力あふれる商品を

「石岡セレクト商品」の紹介

地域経済の活性化と市の魅力発信を目的として、本市の特産物や土産品、伝統工芸品等の産品の中から、特に優れた商品として認証されたものが「石岡セレクト」です。第1回石岡セレクト認証品としてヨーグルト、納豆、プリン、味噌、線香等17品目が認証されており、土産やギフト、家庭用として広く楽しむことができます。

認証されると石岡セレクト認証ロゴマークを使用することができます。



ISHIOKA SELECT

いしおかセレクト

【石岡セレクト認証ロゴマーク】

基本施策4 農業の振興



あるべき
将来の姿

農業生産基盤の整備や担い手の確保、新たな栽培技術の導入、地域ぐるみの農村環境保全を通して優れた農村・田園環境を有する地域を目指すとともに、特徴ある園芸産地の維持と活性化が図られ持続可能な地域農業が確立しています。

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標 (令和9年度)
市内における農業生産額	1,617 千万円	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 農業従事者の減少や高齢化が進むなか、後継者不足等による担い手不在の地域が予測されるなど地域営農の体制維持が危ぶまれる状況にあります。また、新規就農者支援・PRによって、新規就農者は着実に増えてきていますが、農業従事者の減少を補うまでには至っていません。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク等が推進されているなか、地方への移住とともに農業が注目を浴びています。
- 果樹・園芸分野においては高齢化率が高く、栽培面積が減少し、本市農業の特徴でもある県内有数の産地の将来が危惧されています。このことから、産地を維持し「石岡産」の知名度向上を図るための、農産物のブランド化や販売促進PRを実施していますが、地域農業全体に与える効果はいまだ限定的です。
- 農村環境の再生、整備に取り組んでいますが、その一方で遊休農地や耕作していない保全管理農地の増加、農地の荒廃が進み、多面的機能の維持・発揮に支障が生じているとともに、地域の貴重な景観や文化が損なわれつつあります。
- 経営農地が分散しているため、効率的な農作業が困難となっています。また、農業従事者の高齢化や地域の担い手の減少などから、農地の集積が進まない状況です。
- 耕作条件が悪い農地は、担い手が借り受けにくいケースがあり、耕作放棄地増加の要因になっています。



【市内産のシャインマスカット】



【朝日里山ファームでの研修の様子】

課題

- 水稻や果樹・園芸分野は、初期投資等の負担が大きいため、新規参入が少ない状況です。農業者の所得向上対策を講じるほか、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業関係団体と連携し、市内外を問わず、参入希望者の受入体制の整備を図る必要があります。
- 少量多品目栽培が多く、高品質ですが生産量が少ないため市場でのPRに繋がらない状況です。また6次産業化についても、長期に渡る取組が少ない状況にあるため、特徴ある園芸産地の維持と活性化を目指す必要があります。
- 農村環境・景観の保全を図るとともに、多面的機能の維持活動を進めながら、農村地域の資源を適切に管理する必要があります。
- 最新の農地貸借等の所有者意向を把握し、農業委員・農地利用最適化推進委員、所管課と連携を図りながら、農地中間管理機構を活用した農地集積を推進する必要があります。
- 耕作放棄地再生に取り組みやすい環境を整え、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を図る必要があります。
- 農地の集積・集約化や遊休農地の解消、担い手の確保・育成により、農地利用の最適化の取組をさらに強化する必要があります。

関連計画

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年度～）
- ・ 人農地プラン（平成24年度～）
- ・ 農業振興地域整備計画（平成23年度～）
- ・ 石岡市地域農業再生協議会水田収益強化ビジョン（令和3年度～）
- ・ 果樹産地構造改革計画（令和3年度～令和7年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
新規就農者支援	新規就農者の募集を広く展開するとともに、国の新規就農支援制度、新規就農者研修施設（朝日里山ファーム）を活用しながら、新規就農者の就農から定住までをサポートすることで、地域農業の担い手育成を支援します。	農政課
農産物6次産業化・ブランド化の推進	農作物6次産業化の強化のほか、果樹・園芸産地の維持・魅力向上のため、新品種や人気品種への改植を推進します。また、ブランド化の推進のため、リードする特産品を開発し、農業者の所得向上を図ります。	農政課

取組名	取組内容	担当課
農地の集積・集約化・有効活用及び農村環境維持管理の推進	担い手への農地集積化・集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消を図り、経営規模の拡大による儲かる農業を実現します。また、地域住民が主体となり、水路や農道等の維持管理を自ら行うことで、関心が薄れていく農村環境の再構築（保全管理）を図ります。	農政課 農業委員会事務局
都市農村交流の促進	観光果樹産地等における交流活動を促進するほか、交流イベント、市民農園、体験農園等を活用します。	農政課 観光課



主要な取組における参考指標

新規就農者数

市内で新たに自営農業就農者になった人数
(市が認定した新規就農者数の累計)

基準値 (令和2年度)

10人

目標 (令和9年度)

66人

農産物6次化・ブランド化産業の推進

6次産業化した件数及び農産物をブランド化した件数 (累計)

基準値 (令和3年度)

2件

目標 (令和9年度)

8件

農地中間管理機構への貸付農地面積

農地の集約化対策として、中間管理機構へ貸付した農地面積 (累計)

基準値 (令和2年度)

32ha

目標 (令和9年度)

207ha

農村交流の推進

都市農村交流の推進として、交流イベントや、体験農園等に参加した人数 (累計)

基準値 (令和2年度)

3,386人

目標 (令和9年度)

18,500人

農業者の所得向上を目指して

「農産物6次産業化」について

6次産業化とは、生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）・販売（3次産業）が一体となり、新しい価値・新しい産業を形成しようとする取組のことです。これにより、個々の所得の向上だけでなく、地域全体の活性化を進めます。

本市では、ぶどう（シャインマスカット等）や柿等、市内産農産物を活用し、異種事業者が連携した6次産業化商品の開発を進めています。

石岡のブランド発信

「富有柿の皇室献上」について

八郷地域における柿栽培は、昭和初期に試作が開始され、栽培に適した土質と温暖な気候条件にも恵まれ、栽培面積は徐々に拡大していきました。現在では、園部地区を中心に、十三塚地区、上曽地区などに生産地が形成されています。

皇室への富有柿献上は、昭和30年、柿の王様といわれる「富有柿」を真家の生産者が宮内庁に納めたのが最初です。昭和44年からは、生産者から旧八郷町の事業となり、合併後、石岡市の事業となっています。令和3年、皇室献上している柿と同品質のものを「紫峰煌（しほうのきらめき）」としてブランド化し、販売することになりました。



基本施策5 里山の保全対策



あるべき
将来の姿

森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、適時適切な森林の整備や経営管理がされています。また、里山林の整備や有害鳥獣を捕獲することにより、農作物被害が減少しています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和9年度)
経営管理がされている森林の面積(累計)	2,246ha	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」を実施することや、国・県の補助での「いばらきの森再生事業」を促進することで、森林の間伐や下刈等が行われ、快適で豊かな森林環境の創出に寄与しました。
- 森林整備の促進を目的として、平成 31 年 4 月から「森林経営管理制度」が開始されています。森林の適切な経営管理を行うことで、森林のもつ機能の保全や、林業経営の基盤強化に努めます。
- 鳥獣被害防止のためのイノシシ等の捕獲を行っていますが、生息数は増加しており、農作物被害は依然高い水準が続いている状態となっています。また、被害を受けることで営農意欲の減退につながり耕作放棄地増加の原因の一つになっています。
- 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進んでいますが、新たな担い手が少ない状況です。
- 国や県は捕獲した鳥獣を活用する施策を推進しています。
- 地域おこし協力隊の隊員が地元住民と連携して獣害対策分野で活躍しています。獣害対策による農業の振興や里山の環境保全活動を通じて、地域活性化に貢献しています。



【森林の伐採の様子】

課題

- 森林の持つ水源涵養機能や土砂災害防止機能、地球環境保全機能等の多面的機能を発揮させるため、広域的な視点も含めて荒廃した森林を適切に整備・管理することが必要です。
- 森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を活用し健全な森林経営を促進するとともに、間伐等の森林整備や木材利用の普及促進を進めることで、林業の活性化を図ることが必要です。
- 持続可能な森林経営のために林業従事者への支援を進める必要があります。
- カーボンニュートラルの取組を進めるため、森林による二酸化炭素の吸収量の増加は重要な課題です。
- 有害鳥獣が増加する一方で、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化と活動期間の限界、有害鳥獣の捕獲数の限界などさまざまな課題があります。
- 捕獲したイノシシなどの有害鳥獣を地域資源の一つとして有効活用する方策を進める必要があります。

関連計画

- ・ 石岡市森林整備計画（平成 29 年度～令和 9 年度）
- ・ 石岡市鳥獣被害防止計画（令和 2 年度～令和 4 年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
適切な森林経営の推進	森林経営管理制度のもと、森林所有者への経営方針等の意向調査を実施し、経営管理権の集積化を図ることで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指します。	農政課 (里山保全室)
森林環境の整備	森林環境譲与税を活用して森林や里山の整備を進めるとともに、林業従事者への支援対策や木材利用等を促進します。	農政課 (里山保全室)
カーボンニュートラルへの取組	森林が吸収する二酸化炭素の量を増加させる取組を推進していきます。	農政課 (里山保全室)
鳥獣被害対策	農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲及び地域ぐるみで行う被害防止活動を推進します。また、捕獲したイノシシを地域資源として活用することを推進していきます。	農政課 (里山保全室)



主要な取組における参考指標

森林経営管理権の集約化

森林経営管理制度により市に委託された森林面積（累積）

基準値（令和3年度）

0 ha

目標（令和9年度）

基準値より**増**

有害鳥獣による被害額

市内における有害鳥獣による農作物への被害額（年間）

基準値（令和2年度）

15,716 千円

目標（令和9年度）

基準値より**減**

獣害対策に取り組む組織数

地域主体で獣害対策に取り組んでいる地区数（累計）

基準値（令和3年度）

5 地区

目標（令和9年度）

11 地区

自然の恵みを大切に

「イノシシの活用」について

本市では年間 900 頭ほどのイノシシを捕獲しています。そのうち、食肉として処理されるものは、10～15 頭ほどで、そのほとんどを焼却処分しています。

これまで一部しか利用されず、その多くが廃棄されているイノシシを、ジビエ等の地域資源として有効活用することで、「マイナス」のイメージを「プラス」のイメージに換え、自然の恵みを無駄にしないためにも、利用の拡大を推進していきます。

また、安全・安心なジビエを消費者に提供できるよう、徹底した品質・衛生管理が行える新たな処理施設の構築を目指します。



【捕獲したイノシシを活用した猪鍋】



8 地域・文化

— 共に創る地域と
多様な人々が活躍できるまち —

基本施策 1	協働によるまちづくりの推進	192
基本施策 2	協働の場づくり・協働人材の育成	196
基本施策 3	文化・芸術の推進	200
基本施策 4	多様性の尊重と共生社会の構築	204



政策目標

基準値
(令和3年度)

目指す方向

13.0%

まちづくりに参画している
市民の割合



16.9%

文化・芸術に触れている。
または、文化・芸術活動に
参加している市民の割合



基本施策 1 協働によるまちづくりの推進



あるべき
将来の姿

少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化、地方分権の進展など、社会情勢が大きく変化するなかで、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者などが、市と連携・協力し、まちづくりに取り組んでいます。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 平成 27 年 4 月に、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者と市が相互に対等な立場で自主性及び自立性を尊重し、相互の特性及び役割を理解し、連携・協力する理念を掲げた石岡市協働のまちづくり条例を制定しました。条例制定をきっかけに、公募市民や地域コミュニティの代表者などで構成された協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働事業の進捗などについて審議を行っています。
- 本市には 298 の区域があり、行政と住民のパイプ役となる区長や協力員を市長が委嘱し、広報紙の配布をはじめ、地域の防犯活動や美化活動などを行っています。
- 区や自治会については、令和 2 年度から市内全域を対象にコミュニティ活動補助金により運営を支援していますが、役員の高齢化等による活動の減少、会員の脱退などの事例が見受けられ、担い手不足となっています。また、同年度から地域住民による協働事業として、地域住民自らが行う道路整備に関する材料費や重機借上げ料等を支援しています。



【道路の里親活動をしている行里川地区】

行政と区・自治体等との協働事例

石岡地区には 146、八郷地区には 152、合計 298 の区があります。

行政だけ、地域だけでは解決が困難な課題に対して、お互いの不足を補い、対等なパートナーとして協力しあい、地域課題に取り組んでいます。

課題

- 区・自治会の会員や役員の高齢化による担い手不足が深刻であり、これまで地域で行ってきた防犯灯管理や広報紙配布などについて今後の継続が困難となることが予想され、行政の役割と地域の役割を見直す必要があります。
- 市民公益活動団体の活動支援と地域コミュニティ活性化のため、必要により補助金を支出していますが、公益性や妥当性を見極めながら自立した活動を促す必要があります。
- 少子高齢化に加え、多様化する行政サービスへの需要や価値観の変化により、これまでの地理的枠組みにこだわらない、共通の趣味や目的別のテーマ型コミュニティの活性化が必要です。その一方で安全・安心や福祉の分野においては、地縁によるコミュニティの重要性も増しており、テーマ型コミュニティと相互に発展しあえるような支援が必要です。
- 地域コミュニティや市民公益活動団体の担い手不足により、それぞれの団体において持続可能な組織運営が課題となっており、それぞれの活動の在り方について検証が必要です。そのためには、市民・地域コミュニティ・市民公益活動団体・事業者及び市が自身の役割や責任を認め合い、それぞれの主体性が発揮できる環境整備が重要です。
- 防災面において、「自助」「共助」「近助」「公助」の意識を強化し、地域が一体となり、有事の際の体制整備をより一層図っていく必要があります。

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
協働まちづくり推進事業	市民と行政等によるまちづくりの充実を図るため、協働のまちづくり推進委員会を開催します。また、産官学における地域連携協定により課題の解決を図るほか、地域の様々な課題に対して、市民同士で解決するための活動などを通して、地域コミュニティの活性化やまちづくり活動を推進します。	コミュニティ推進課
地域コミュニティや市民公益活動団体等への活動支援	区や自治会の活動をサポートするため、補助金等の支援を行います。また、各種市民公益活動団体の活動を支援することで、地域の活性化を図ります。	関係各課
団体の整理統合に関する支援	担い手不足の解消のため、地域コミュニティや市民公益活動団体等の整理統合について検討を進めます。	コミュニティ推進課



主要な取組における参考指標

区長・協力員の数

市長が委嘱している各自治会の区長・協力員の数

基準値（令和3年度）

1,408 人

目標（令和5年度）

必要に応じた
委嘱

市民団体への運営支援の種類

市民団体に対して運営支援を行う補助金の種類（年間）

基準値（令和2年度）

13 種類

目標（令和5年度）

必要に応じた
支援を**実施**

市民団体等の整理統合

2つ以上の市民団体の整理統合の実施（累計）

基準値（令和3年度）

0 件

目標（令和9年度）

モデルケースの
創出

日ごろからの活動や経費の一部を支援します。

「コミュニティ活動補助金、地域協働支援金」について

「コミュニティ活動補助金」

区・自治会等の皆さんが、日ごろから取り組む「魅力あるコミュニティづくり」や「協働のまちづくり」の活動のうち、（１）安全安心を守るための事業、（２）住民のふれあい交流を育むための活動、（３）子どもたちの健全育成のための活動に対して補助金を交付し、活動の支援をしています。

「地域協働支援金」

区・自治会等が、市から砕石・生コンクリート・側溝の蓋などの原材料の支給を受けて、4メートル以下の公道の整備を行う際に、経費の一部を補助しています。

基本施策2 協働の場づくり・協働人材の育成



あるべき
将来の姿

多様な市民の声を聞く機会が確保され、コミュニティ活動の場が充実しています。地域内の課題をコーディネートし、コミュニティ形成を支援できる人材が育成され、誰もがまちづくりに参加・参画できています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 平成30年度に茨城県からNPO法人に関する事務の権限移譲を受け、NPO法人設立の承認や活動状況の把握などを行っています。
- 各種計画策定に関しては、様々な世代、立場の方から意見を収集する機会としてワークショップ等を実施し広く意見を募っています。また、公募により各会議の委員選出を行うことで、市民の行政参画を促しています。
- 市長へのたよりによる市民の方からの意見や要望等をお受けする制度のほか、市長と語ろう会を開催し、市民が取り組んでいる活動や市政への提案等について、市長と情報交換を行うなど、市民参画の場をつくっています。
- 平成30年度から複数回のワークショップ形式のまちづくりセミナー「石岡みらい創造塾」を開催しています。また、令和2年度には、市の事業について市民と行政が情報を共有し、垣根を越えて対話を行う「石岡市未来会議オンライン」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があるなかで、気軽に参加できるオンラインによるコミュニケーションへの期待が高まっています。
- 南台コミュニティセンター、杉並コミュニティセンター、鹿の子コミュニティセンター、関川地区ふれあいセンター、三村地区ふれあいセンターについては、指定管理者制度により地域住民が施設の管理運営を行っております。また、各地区の公民館や勤労青少年ホーム、旭台会館等の施設において、コミュニティ形成の取組を支援しています。
- 石岡市民会館の閉館に伴い、市施設との複合化・集約化と、新たな機能を追加した複合文化施設の整備に向けた検討を進めています。



【総合計画策定のための市民ワークショップの様子】

課題

- 多様な手法により、市民が行政に参画することができる機会を増やすとともに、協働を推進し地域を取り巻く課題を共有する場を設けることで、市民一人ひとりがまちづくりを自分事と捉え、まちを共に創る土台を形成する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があるなか、オンラインによるコミュニティ活動が注目されており、他者と気軽に繋がることのできるコミュニティの場づくりとして、積極的に取り入れていく必要があります。
- コミュニティの維持・発展の鍵となる、担い手の発掘や育成が課題となっています。また、コミュニティ活動への積極的な参加を促すため、オンライン開催の導入など、社会情勢に柔軟に対応できる取組が必要です。
- コミュニティの核となっている公共施設の老朽化への対応が課題です。人口減少に対応した適切な公共施設の再配置、機能集約等を踏まえた施設整備が必要です。

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
多様な手法による市民参画の推進	市長へのたよりやパブリックコメントなど多様な手法により市民がまちづくりに参画できる機会を創出します。	秘書広聴課 政策企画課 コミュニティ推進課
参加と協働による地域課題解決の仕組みづくり	地域を取り巻く新たな課題に対し、検討と共有の場を設けるとともに、担い手の発掘と市民活動への参加の促進に向けて支援します。	コミュニティ推進課
コミュニティ活動支援	団体の情報発信や相互のコミュニケーションを促進するプラットフォームの整備を行います。 多様な主体による協働・連携を推進するために、市民による活動や団体・NPO 法人等が集い、対話を行うオンラインでの場づくりを行います。	コミュニティ推進課
コミュニティの場としての公共施設の整備	適切な公共施設の再配置、機能集約等によりコミュニティの場づくりとしての施設整備に取り組みます。	関係各課



主要な取組における参考指標

市長へのたより受付件数

市長へのたよりの受付件数（年間）

基準値（令和2年度）

500 件

目標（令和9年度）

基準値を維持

一般公募の委員を委嘱している附属機関

市が主催する会議等に一般公募の市民が委員として参画している附属機関等の数（累計）

基準値（令和2年度）

13

目標（令和9年度）

基準値より増

NPO との連携事業数

本市と NPO が連携して行った事業数（累計）

基準値（令和2年度）

5 事業

目標（令和9年度）

7 事業

オンライン対話の場に参加した市民の数

市が開催するオンラインでの対話の場に参加した年間の市民の数

基準値（令和2年度）

43 人

目標（令和9年度）

250 人

オンライン上の対話の場

「石岡未来会議オンライン」について

市民と市が、ともにまちづくりを進めていくための対話の場として「石岡未来会議オンライン」を作りました。性別・年代・立場を問わず幅広い層が集い、対話できる場を作り、石岡のまちを面白くするアイデアが生まれ実現していくことを目指して、協働のまちづくりの実現に寄与していきます。



【令和2年11・12月開催の石岡未来会議オンライン】

基本施策3 文化・芸術の推進



あるべき
将来の姿

文化芸術活動を行う団体や市民と連携・協働し、本市の歴史や風土が反映された特色のある文化芸術の育成に取り組むことで市民一人ひとりがその担い手であることを認識しています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
文化・芸術に触れている。または、これらの活動に参加している市民の割合	16.9%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 令和2年度に石岡市文化芸術推進基本計画、令和3年度に石岡市文化芸術推進条例が制定されました。多様な主体が協働して、後世の人達へ輝かしい文化芸術を遺し、新たな創造性を発揮することで、心の豊かさや幸福感を感じることができる魅力ある市を目指しています。
- 石岡のおまつり等、地域に伝承される民俗芸能が数多くあります。近年の人口減少や地域文化を担ってきた方々の高齢化により、担い手の減少や後継者不足が懸念されるため、子どもや若者などへの文化芸術の伝承や人材育成が求められています。
- 本市では、多くの団体が様々な文化芸術活動をしています。各地区公民館での発表会の開催や、市民が主体となる文化芸術団体の活動を支援することにより、多くの方が文化芸術に触れる機会を設けています。
- 石岡市民会館が老朽化のため令和2年3月で閉館となり、市民の文化芸術活動の場が減少しています。



【石岡のおまつりの様子】



【リボン・アートボール】



【代田の大人形】

課題

- 気軽に文化芸術の鑑賞・活動に参加できる場の提供や、多様な媒体での情報発信、様々な手法による美術品や文化財の有効活用により、市民が鑑賞や体験などの活動に参加しやすくなるような環境を整える必要があります。
- 文化芸術活動を行ってきた方々の高齢化により後継者不足が懸念されることから、将来の文化芸術活動を担う子どもや若者が文化芸術に触れ合う機会を充実していく必要があります。
- 文化芸術の推進のため、八郷総合支所の「郷の風」や「やさ響きホール」を有効活用できる環境づくりが必要です。
- これまでの石岡市民会館に代わる複合文化施設のあり方を利用者等の声を踏まえて検討し、引き継がれてきた文化芸術の流れが途切れないよう、できるだけ速やかに活動拠点づくりを進める必要があります。

関連計画

- ・石岡市文化芸術推進基本計画（令和元年度～令和4年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
文化・芸術の振興	「石岡市文化芸術推進基本計画」に基づき、家族層や若年層を含め、多くの市民が様々な文化芸術活動に触れる機会を充実させ、創造性豊かな地域文化の向上を図ります。また、市所有の芸術作品の活用促進を図ります。	文化振興課
美術展・文化祭等の開催	市民が文化芸術活動へ積極的に参加できる環境を整えるとともに、様々な活動を市民との協働により展開します。また、各種団体への活動場所や展示スペースの確保を支援します。	文化振興課
文化芸術活動団体への支援	市民が自主的に行う文化芸術活動を推進するために、文化協会等の各種団体の活動を支援します。特に、若年層の確保、既存の団体への入会を促進します。	文化振興課

取組名	取組内容	担当課
文化芸術活動に関する 情報発信の推進	市民による文化芸術活動や市主催事業について積極的な情報提供を行います。	文化振興課
複合文化施設の整備	文化芸術の拠点であるとともに、市民の活動と交流を促進し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能を発揮することで集客及び回遊を促し、中心市街地への波及効果を高めます。	駅周辺にぎわい創生課 文化振興課



主要な取組における参考指標



数多くの美術品を所蔵しています。

「石岡市所蔵の美術品」

本市にはご寄贈いただいた美術品が数多く所蔵されており、その数は 239 点に及びます。近年では新庁舎の完成に伴い、須藤玲子さんからテキスタイル作品「たなばた」が、浦口雅行さんから青磁作品「常世の国の太陽」が寄贈され、本庁舎 1 階ロビーに展示されています。さらに、八郷総合支所 1 階郷の風前には小林恒岳さんの「残照」も展示され、それぞれの庁舎に彩りを与えています。

基本施策4 多様性の尊重と 共生社会の構築



あるべき
将来の姿

経済、行政、地域活動のあらゆる分野、生活すべてにおいて、性別、国籍、価値観等の違いに関係なく人権が尊重されるとともに、一人ひとりが活躍できるよう、互いの生き方や文化への理解を深め、認め合うことで誰もが幸せに暮らすことができる地域社会となっています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
多様性を認め合い、地域で共に暮らしていこうと考える市民の割合	78.1%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等に基づき、平成30年3月に第2次石岡市男女共同参画基本計画並びに実施計画を策定し、情報発信やセミナー開催等の啓発活動を進めています。
- 性別によらない多様な社会参画が求められる一方で、固定的な性別役割分担意識や性別における雇用・賃金の格差などがあります。
- グローバル化の進展等により、本市で生活する外国人は増え続けています。少子高齢化が進むなか、外国人を地域社会の一員として受け入れ、地域の担い手や労働力となることへの期待が高まっています。
- 市内の国際交流団体と行政との情報交換・共有の場や、民間団体が実施する事業に対する継続的な財政支援・イベント時の人的支援を通じて民間団体と連携を図り、国際交流の推進と多文化共生社会の実現に共に取り組んでいます。
- 人権擁護委員などによる人権相談の実施や各学校での人権学習会、市職員に対する庁内人権学習会を開催しています。その他、人権に関する啓発・学習・研修・相談事業を継続して支援することで、差別のない明るい社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 多様性を尊重する社会への変革が進んでおり、LGBTQ（性的少数者の総称）の概念が一般化しつつあります。年齢や性別、国籍、障がいの有無、価値観などのあらゆる個の違いを認め合い、誰もが対等な関係のもと、一人ひとりが活躍できる社会の実現が求められています。

「日本語教室」について

本市に住む外国人を対象に日本語を学ぶ日本語教室が開かれています。教室を主催されているボランティア団体とより連携を深め、外国人が日本語を学び、地域社会に溶け込むきっかけづくりを進めていきます。



課題

- 共生社会の実現に向けて、性別によらず互いをよりよく理解し合うとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を図っていく必要があります。特に、小中学生など若い世代に対する啓発活動に取り組む必要があります。
- 性別、国籍、障がいの有無、価値観などの多様性を認め合い、人権が尊重されるための啓発を行っていくことが必要です。
- DV、高齢者・障がい者・子どもへの虐待、インターネット上での個人の名誉・プライバシーへの侵害など人権侵害への対応が必要です。
- 働くすべての人が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるよう、職場環境の改善等の働き方改革により、市民一人ひとりが希望に応じて多様な生き方ができるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。
- 女性の登用率向上（女性人材やリーダーの育成、政策・方針決定過程への女性参画）のほか、審議会等における女性の割合を高めるなど、あらゆる分野での女性の参画を促進していく必要があります。
- グローバル化の進展などを踏まえ、様々な国の人々との幅広い交流や、国際感覚豊かな人材の育成等を進めるとともに、外国人住民も地域の一員として対等な関係を築きながら社会参画できる仕組みを整える必要があります。
- 外国人住民に対し、安全で安心して暮らすために必要な情報を的確に伝えていくことが重要です。また、外国人のニーズに応じて日本語学習の機会のさらなる確保が必要です。

関連計画

- ・第2次石岡市男女共同参画基本計画（平成30年度～令和9年度）

主要な取組

取組名	取組内容	担当課
共生参画社会の実現	性別に捉われず、「自分らしく」対等な社会の構成員として誰もが共に活躍できる社会の実現を目指します。	政策企画課
ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もが共に働きやすく、個々の事情や価値観に応じた働き方と多様な生き方を選択し実現できる環境の整備に取り組めます。	政策企画課
安全・安心に暮らせる社会の実現	様々な心の悩みや暴力など、困難な状況にある女性等が安心して暮らせる社会の実現を目指します。	政策企画課

取組名	取組内容	担当課
国際交流の推進	行政と国際交流団体や団体間の情報共有・連携を図るほか、各団体が実施する事業に対して支援を行い、国際交流の推進を図ります。	政策企画課
多文化共生社会の実現	多文化共生推進行動指針（仮）を作成し、外国人住民も地域の一員として、対等な関係でまちづくりに参画できる多文化共生社会の実現を目指します。	政策企画課
人権が尊重される社会の実現	性別、国籍、障がいの有無、価値観などの多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指し、継続した啓発活動を行います。	政策企画課 社会福祉課 教育総務課



主要な取組における参考指標

セミナー・講演会の開催回数

児童生徒、一般市民、企業を対象とした男女共同参画に関するセミナー等の参加者数（年間）

基準値（令和2年度）

36 人

目標（令和9年度）

60 人

※新型コロナウイルス感染症の影響により R2 は中止事業あり

石岡市女性人材登録制度

石岡市女性人材登録制度へ登録している女性の数（累計）

基準値（令和2年度）

14 人

目標（令和9年度）

20 人

イクボス企業同盟企業数

市が取り組む「イクボス宣言」に賛同し、登録をしている事業所数（累計）

基準値（令和2年度）

53 社

目標（令和9年度）

60 社

国際理解教室の開催数

国際交流団体と連携した国際理解教室の開催数（年間）

基準値（令和2年度）

1 回

目標（令和9年度）

2 回

外国人に対する情報発信

市ホームページの多言語版くらしの便利帳ページへのアクセス件数（年間）

基準値（令和2年度）

2,093 件

目標（令和9年度）

2,500 回

女性委員の割合

市の審議会等委員に占める女性の割合（年間）

基準値（令和2年度）

25.1%

目標（令和9年度）

35.0%

お互いの違いや特徴を認め合い、補完し合う

多分化共生社会の実現

様々な違いに関わらず、あらゆる人々が多様性を認め、お互いを受け入れ合いながら、一人ひとりが活躍できる共生社会の実現を目指し、市役所も、会社や団体も取り組んでいくことが求められています。

部下を育成する上司

「イクボス」について

イクボスとは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことで、多様性を認め合う社会に必要な存在です。

本市では早くから石岡市イクボスプロジェクトとして市内企業・団体と連携し「いしおかイクボス企業同盟」の立ち上げ等を行っています。



【石岡市イクボスハンドブック】

皆さんの人権に関する問題解決のお手伝いをします。

「人権擁護委員」について

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員との協力による人権侵害からの被害者の救済、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動などを行っています。

性的少数者

LGBTQ について

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Querr（クイア、自らの性のあり方について分からない・決められない人）の頭文字をとった言葉で性的少数者を表す総称のひとつです。一人ひとりが活躍できるよう、互いの価値観を認め合うことで誰もが幸せに暮らすことができる地域社会が実現します。

チャレンジする市役所

(行財政改革大綱)

基本施策 1	組織・人材マネジメントの充実	214
基本施策 2	経営・財務マネジメントの充実	218
基本施策 3	課題分析に基づく政策立案の推進	222
基本施策 4	広域連携と協働によるイノベーションの推進	224
基本施策 5	デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦	226
基本施策 6	開かれた市政の実現	230



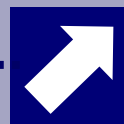
政策目標

基準値
(令和3年度)

30.6%

市役所が常に改善、改革に取り組むチャレンジ精神を持っていると感じる市民の割合

目指す方向



「チャレンジする市役所」を目指して

1 行財政改革に関連するこれまでの経過

(1) 行政を取り巻く背景

地方自治体は、その最大の目的である「住民の福祉の増進」を図るため、安定的・持続的に公共サービスを提供していく必要があります。しかし、人口減少や少子高齢化の進行、高度化・多様化する公共サービスへの需要など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、公共サービスを実施する上でも、新型コロナウイルス感染症などの新たな要因による影響もあり、人的・財政的な制約がさらに大きくなっています。

このようななか、市民に期待される公共サービスを維持・向上させるためには、「最少の経費で最大の効果を上げる」「組織及び運営の合理化に努める」といった従来の削減型の行財政改革だけでなく、市民と行政との協働の推進や事業の再評価・重点化、行政の担うべき分野や行政資産の配分の見直し、AI（人工知能）などの技術革新がもたらす社会変革への対応、働き方改革の実践など、多様な行財政改革が求められています。

(2) これまでの行財政改革の取組

本市では、平成18年3月に「石岡市行財政改革大綱」「石岡市行財政改革実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んだ結果、行政経営システムの確立、人事評価制度の確立、定員適正化の実現等の成果を上げました。

また、第1次大綱終了後も、市の最上位計画の「石岡かがやきビジョン」に基づくアクションプランである「石岡かがやきプラン」の施策共通テーマとして行財政改革の推進を位置付け、公有財産の売却などの収入確保対策や組織機構の見直しなどを行ってきました。

しかし、本市を取り巻く環境は大きく変化をしており、それを踏まえた対応が不可欠となっていることから、平成27年3月に「第2次石岡市行財政改革大綱」を策定し、『行政資産の強化と公共サービスの最適化』を大綱のテーマとして、以下の取組方針に基づき推進しました。

第2次石岡市行財政改革大綱（令和3年度まで）の取組方針及び主な結果

取組方針	主な内容	主な結果・効果等
1. 財政運営の充実	公共施設等の最適化、歳入の確保、歳出の最適化	・公共施設、面積20%以上削減 効果額見込：15.2億円/年
2. 人財の強化	人材の育成、組織・機構の最適化	・多様な人材の確保 法令遵守、危機管理担当の採用
3. 協働によるまちづくりの推進	協働の推進、民間活力の活用、地域コミュニケーションの充実	・茨城県フラワーパーク再編 効果額見込：0.7億円/年
4. 行政サービスの最適化	行政運営の効率化、窓口サービスの向上、情報発信の強化	・ごみ処理施設の再編 効果額見込：1.8億円/年

2 これからの行財政改革

(1) 行財政改革の考え方

すべての分野を下支えするものとして「チャレンジする市役所」を位置づけます。

チャレンジする市役所

行財政改革は、本来すべての組織、政策において常に意識しなければならないテーマです。これまで第1次、2次行財政改革大綱の2期を通して、各種改革を計画的に進行管理することが浸透してきました。

今後予想される、少子・高齢化や今般のコロナ禍など社会情勢の変化にも即応できるよう、失敗を恐れず、常に改善、改革に取り組むチャレンジ精神が成長戦略である総合計画の実現に向けて非常に重要になります。

よって、総合計画・行政資産（ヒト・モノ・カネ）・実施事業が連動するマネジメントシステムの構築を行い、挑戦し、やりがいが得られる組織風土・人材育成を目指すとともに、限りある財源を効果的・効率的に活用することを目指します。

(2) チャレンジする市役所の構成

基本施策1 重点 組織・人材マネジメントの充実

総合計画の実現や社会情勢の変化に即応する、市民にわかりやすい組織の構築に努めます。

また、より効果的な職員の能力向上や人事管理を行うため、チャレンジ精神あふれる人材の育成に向けた仕組みを構築するとともに、高度化・多様化する行政サービスへの需要対応のために職員の能力向上を図ります。

基本施策2 重点 経営・財務マネジメントの充実

総合計画の目指すべき姿と財政推計、公会計情報等を照らし合わせ、中長期的な経営視点を取り入れたマネジメントシステムの構築を図ります。

また、成長戦略の実現やファシリティマネジメントの推進、ふるさと応援寄附金の推進や有利な地方債・国県補助金等の活用による歳入の確保及び歳出の最適化等を図ります。

基本施策 3 課題分析に基づく政策立案の推進

高度化・多様化する行政サービスへの需要に応じていくためには、市民目線での行政サービスの最適化が必要です。様々な情報や統計データを基にして政策目的を明確化した上で、合理的な根拠に基づいた政策の立案や刷新、効率的なシステムの確立、改革の推進を図ります。

基本施策 4 広域連携と協働によるイノベーションの推進

効率的で効果的なまちづくりや課題解決に向けて、国・県・周辺自治体・交流都市等との連携による広域的な行政サービスを図るとともに、行政だけでなく、NPOや企業等の民間活力や、高校・大学等の教育機関等による連携・協力推進を図ります。

基本施策 5 デジタル化の推進・自治体DXの挑戦

高度情報化社会の進展や技術革新による社会変革に対応した行政サービスの向上や、働き方改革の実践に向けて、窓口手続き等の行政事務を見直すため、ICT（情報通信技術）を活用し、マイナンバーカードの利活用を含め行政のデジタル化の推進を図ります。

基本施策 6 開かれた市政の実現

市民の行政への関心と財政に関する問題意識を高めるため、また、市民への情報を共有する開かれたまちとなるために、積極的な情報発信を行うとともに、情報発信の手法の最適化を図ります。

(3) 「チャレンジする市役所」における2大テーマ

総合計画のすべての分野を支える「チャレンジする市役所」の推進力を高めるためには、サービスの選択と集中を行える「組織及び人材」と「財政」が軸となります。本市では、以下の2つのテーマについて、施策横断的かつ重点的・戦略的に取り組みます。

組織・人材マネジメントの充実

継続的に満足度の高い行政経営を行うため、社会情勢等の変化に応じて自ら変革する組織づくりが求められます。

そのために、人材の確保と専門職人材及びチャレンジ精神のある人材の育成、先進技術の活用などによる業務の効率化のほか、既存事業の見直しや、行政以外の民間の力を協働や連携協定等により連携・分担して、最適な主体による温かみのあるサービスを提供する必要があります。

(主な取組)

- 組織機構の最適化
- 人材の確保、定員管理
- 研修制度の充実
- 働き方改革の実践
- 民間活力の積極的な活用（広域連携と協働によるイノベーションの推進に記載）

経営・財務マネジメントの充実

総合計画の実現と中長期的財政フレームのバランスが取れた経営が求められています。

市が保有する限られた資産を有効に活用し、高度化・多様化する行政サービスへの需要に応えるため、将来負担の予測及び情報発信を行うとともに、財源の確保手段の多様化を行う必要があります。

(主な取組)

- 財政推計との連動を高める事業査定
- 市民に対する財政推計の積極的な情報公開
- ファシリティマネジメントの推進
- ふるさと応援寄附金や有利な地方債、国県補助金等の活用による歳入確保

基本施策（p213～）の「**チャレンジする取組**」とは…（主要な取組の赤字部分）

「総合計画推進にあたり主要な柱となる取組」、「課題解決に資するために設定した新規の取組」、「優先度が高く予算額の大きい取組」のいずれかに該当する取組を「**チャレンジする取組**」として位置づけています。

基本施策1 組織・人材マネジメントの充実



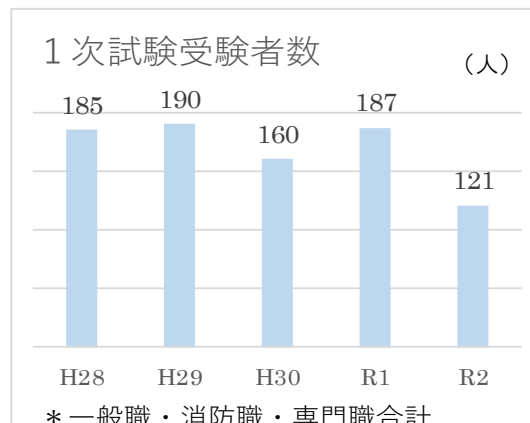
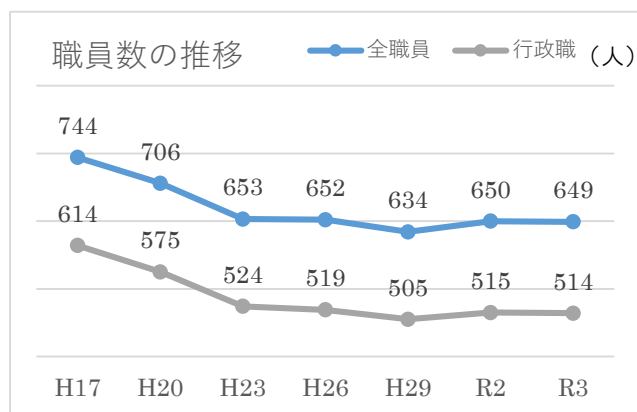
あるべき
将来の姿

仕事にやりがいを持ち、自ら考え、学び、行動することで、市民に信頼される職員が育成・確保されています。チャレンジ意欲のある職員により高度化・多様化する行政サービスへの需要への対応ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
仕事にやりがいを持つ市職員の割合	50.48%	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 少子高齢化による急激な人口減少が避けられない状況となっているなかでも、高度化・多様化する行政サービスの需要があり、限られた人材によって数多くの地域課題に対応し続けることができる組織であることが求められています。
- 本市は、「石岡市職員定員管理計画」により、定年延長制度を見据え、職員数を管理しつつも、「石岡市職員人材育成基本方針」に基づき、職員研修実施計画を作成し、職員の窓口対応能力や業務遂行能力、政策形成能力、管理能力、専門的知識などの向上に努めています。また、定期人事異動により職員を適材適所に配置し、能力を最大限発揮できる環境づくりを行っています。
- 窓口において、より分かりやすく温かみのある対応が求められていることから、職員の意識改革や、各課の連携を高めるとともに、職員の経験年数や役職等に合わせた研修体系を整備することで、市民サービスの充実を図っています。また、窓口におけるデジタル化の一環として、キャッシュレス決済の導入及び各種証明書発行手続きの電子化やコンビニ交付等を行っています。
- 女性職員の活躍の場を広げるための取組を行い、参画拡大を推進しています。また、働きやすい職場づくりに向けて、イクボス宣言や管理職によるハラスメント防止対策の実施等により、職員のワーク・ライフ・バランスを推進しています。
- 産業医による指導、茨城県市町村職員共済組合による福利厚生事業などにより職員の労働環境を支援しています。
- 職員の資質向上のため、魅力ある働き方を PR し、採用年齢の拡大やいわゆる就職氷河期世代を対象とした受験枠を設けるなど多様な試験制度の実施を行っています。



課題

- 限られた人材によって多数の地域課題に対応し続けることができる組織であるためには、職員一人ひとりがそれぞれの役割を認識し、組織目標の実現に向けて、自分が何を行えばよいかを理解している必要があります。そのため、目標管理制度や人事評価制度、各種研修制度によって、自ら変革する能力のある人材育成や組織づくりが求められます。
- 人事評価制度を適正に運用し、職員の能力開発や人事管理を効果的に行い、職員の意欲と能力、努力に見合った適切な評価を行っていく必要があります。また、職員の公務員としての高い倫理観やコンプライアンスの徹底など、市民に信頼される組織づくり、人材育成に努める必要があります。
- 窓口サービスの充実のため、対応する職員一人ひとりの意識を高めることや、知識・能力・対応力の向上を図るとともに、便利で利用しやすい窓口、わかりやすい窓口を目指して、手続きの簡素化や各窓口の連携強化を推進することが重要です。
- 組織の総合力を高めるためには、部局横断的なプロジェクトチームの結成などを柔軟に実施していくほか、証拠に基づく政策立案能力の向上やキャリア開発、各分野のスペシャリストの育成などの新たな人事管理のあり方を検討するとともに、多くの人事情報を一元的に管理する必要があります。
- 職員の資質向上に向けて、働き方改革の実施や、多様な受験制度の構築に加え、働きやすい職場環境、専門的人材の確保が必要です。

関連計画

- ・石岡市職員定員管理計画（平成 29 年度～、令和 3 年度改定）
- ・石岡市職員人材育成基本方針（平成 19 年度～）
- ・石岡市職員研修実施計画（毎年度策定）

主要な取組

※赤枠部分はチャレンジする取組

取組名	取組内容	担当課
多様な人材の確保	職員の資質向上のため、募集方法や受験方法など多様な手段を講じます。また、任期付職員などにより、高い専門性を有した人材を職員として確保します。	総務課
研修制度の充実	知識、技能等の基礎的能力の育成に加え、政策立案能力、管理能力、専門的知識の向上に寄与する研修制度の充実を図ります。	総務課

取組名	取組内容	担当課
窓口サービスの向上	幅広い事務の受付を行うため、効率的な事務処理の実施、部署間の連携や情報の共有等を推進し、更なる窓口サービスの向上を図ります。	全庁
 働き方改革の実施	長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性の活躍の推進等を図ります。また、ハラスメント防止対策を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスを確保します。	総務課
 自主研究会の支援	人材や組織課題等について話し合う若手職員や中堅職員による自主的な研究活動を支援し、職場内コミュニケーションの活性化と政策立案能力などの向上を図ります。	総務課
 職員提案制度の実施	職員の自由な発想を実現に結びつける職員提案制度の実施により、職員のチャレンジを応援します。	行革推進課



主要な取組における参考指標（※赤点線枠部分はチャレンジ指標）

専門人材の確保数

高い専門性を有する人材を一定の任期で採用する制度である任期付職員の人数（累計）

基準値（令和2年度）

0人

目標（令和9年度）

専門分野を踏まえた
必要数の**確保**

研修の満足度

研修を受講した職員のうち、研修の目的を達成できたと回答した職員の割合（年間）

基準値（令和2年度）

94.0%

目標（令和9年度）

基準値より**増**

有給休暇取得率

職員の有給休暇の付与日数に対する実際に取得した日数の割合（年間）

基準値（令和2年度）

48.5%

目標（令和9年度）

基準値より**増**

男性育児休暇取得率

男性職員の育児休暇取得率（年間）

基準値（令和2年度）

11.7%

目標（令和9年度）

25%

職員提案の提案数

石岡市職員提案に関する要綱に準じた職員による行政事務に関する提案の数（年間）

基準値（令和２年度）

20 件

目標（令和５年度）

30 件

行政職員のエキスパートを目指して

職員研修の紹介



職員研修実施計画に基づいて職員向けの研修を行っています。採用年数や役職に基づく執務能力向上のための研修のほか、政策立案能力、管理能力、専門的知識の向上を目的とする研修を毎年見直しながら行います。



研修の実施例

研修名	目標	内容
公務員倫理研修	公務の信頼性を確保するために、倫理意識の更なる醸成を目指す。	・公務員倫理の全体像 ・公務員倫理の３種類
職員向けキャリアデザイン研修	目指すべき職員像をイメージさせ、自律的に職務に取り組む姿勢と自発的な能力開発を図る。	・キャリアの棚卸 ・働く価値観 ・キャリアプランの作成
茨城県実務派遣研修	より広い視野に立った判断力と環境変化への適応力を育成し、職務上必要な知識、技能等を身につける。	・茨城県庁への派遣

職員の創意工夫力を住民サービスの向上に！

職員提案制度



市の事業や事務に関して創意工夫することにより、事務改善及び事務効率の向上を図る等の提案を職員から募集し、実施することにより、職員の勤務意欲の向上や市民サービスの向上等に繋げることを目的としています。



基本施策2 経営・財務マネジメントの充実



あるべき
将来の姿

歳出の見直しと削減に加え、適正な歳入を確保することにより、健全な財政運営が行われています。

成果指標		現状値 (令和2年度)	基準値 (令和13年度)
財政健全化指標	①実質赤字比率	△5.76%	12.58%未満
	②連結実質赤字比率	△14.06%	17.58%未満
	③実質公債費比率	7.8%	25.0%未満 18.0%未満
	④将来負担比率	33.3%	350%未満

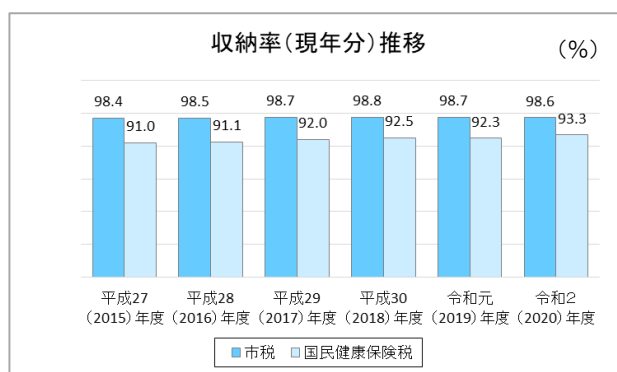
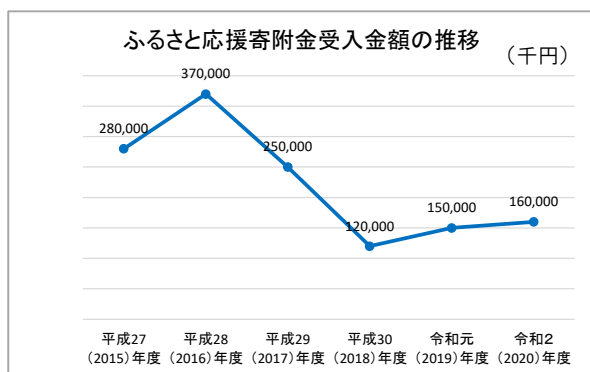
財政健全化指標とは、全国の地方公共団体が統一した指標を算定し、財政の健全性を数値化することで、自治体の財政破綻を避けるための指標です。本市の現状値は基準値を下回っており、財政は健全な状態です。

- ①実質赤字比率：一般会計等の赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示しています。黒字のためマイナス標記となります。
- ②連結実質赤字比率：全ての会計の赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示しています。黒字のためマイナス標記となります。
- ③実質公債費比率：借金の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示しています。数値が小さいほど借金が少ないことを示しています。25%以上では借金をすることが制限され、18%以上では借金について県の許可が必要になります。
- ④将来負担比率：将来支払う可能性がある負担額の大きさを指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の高さを示しています。

現状・これまでの取組

- 本市の財政状況は、令和元年度では、歳入の合計が約 310 億円に対して、個人市民税、固定資産税を中心とする市税収入は約 100 億円となっています。歳入のうち、税収を含めた自主財源の占める比率は約 4 割であり、残りの 6 割は、補助金や地方交付税に依存した財源となっています。
- 歳出の内容においては、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費が全体の約 50%を占めており、特に少子高齢化対策などに関する費用である扶助費が増加傾向となっており、財政構造の硬直化が進んでいます。
- 歳出の抑制については、補助金等審査委員会を設け、補助金の妥当性や効果を踏まえた適正な運用を行っているほか、事務事業評価による成果・効果を重視した業務遂行を推進しています。
- 整備から 30 年以上経過しているインフラや公共施設が老朽化しており、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の集約化や改修時期を調整することで将来負担を平準化しています。

- 市民への公平な税負担の維持と自主財源の確保のため、徴収率の向上に取り組み、納付しやすい環境づくりとして口座振替、コンビニ納付のほか、QRコード決済を導入しました。また、特定財源の確保としてふるさと納税を活用し、歳入の確保に努めています。



課題

- 現役世代の減少による税収の減、高齢化率の増による介護需要などの社会福祉関係経費の増加が見込まれます。また、近年では新型コロナウイルス感染症が及ぼす税収への影響が不透明であり、行財政改革の推進と税収の確保の施策を行うことにより、長期的な視野に基づき財政の健全化に取り組む必要があります。
- 事業についても、必要性を精査したうえで、改廃判断を行い、真に必要な事業を実施できるようにすることが必要です。また、市民や事業者に対して交付される補助金についても、適切な支出であるかどうかを見直す必要があります。同様に、公共施設に関しても、市民のニーズや費用対効果を考慮したうえで、集約化や長寿命化、廃止等を決定する必要があります。
- 歳出の抑制に向けた取組に加え、未利用資産の有効活用、借地の公有化推進が必要です。
- 職員数については、デジタル化や民間活力の導入を図りつつも、真に必要なプロジェクトには重点的に人員を配置できるようにすることが必要です。
- 市民にわかりやすい財務情報の公開をさらに進め、市民が財政の状況を正しく認識できるよう、財務の透明性を確保する必要があります。
- 総合計画を踏まえた財政のマネジメントが機能するよう、財政フレームと連動させ、数年先の歳入歳出を見通した事業展開を行う必要があります。

主要な取組		※赤字部分はチャレンジする取組
取組名	取組内容	担当課
 総合計画・行政資産・実施事業が連動するマネジメントシステムの構築	総合計画の実効性を高めるため、総合計画と財政フレームを連動させ、総合計画・行政資産・実施事業が連動するマネジメントシステムを構築します。	政策企画課 行革推進課 財政課
公共施設マネジメントの推進	計画的保全による長寿命化の推進、施設保有量の最適化、地区ごとの特性とニーズに応じた施設再編、まちづくりと連動したマネジメントの推進、資産の有効活用に取り組み、公共施設等の総合的な管理を行います。	行革推進課
 自主財源の確保	市税等の収納率向上に努めながら自主財源を確保するとともに、国・県の補助金等を積極的に活用します。また、ふるさと応援寄附金の推進や有利な地方債、国県補助金等の活用、クラウドファンディング、ネーミングライツ、広告掲載など、新たな取組について検討します。	財政課 管財課 税務課 収納対策課 政策企画課
 財務の透明性の確保	市民にわかりやすい財務情報を様々な媒体を活用して公開していくとともに、財務管理・財務監査による公正で能率的な運営と適正な執行を行い、財務の透明性を確保します。	財政課 会計課 監査事務局



主要な取組における参考指標（※赤字線枠部分はチャレンジ指標）



基金について



基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産です。

基金のうち、財政調整基金とは、年度間の財政調整（歳入不足等などによる年度間の不均衡を調整）のために設置される基金であり、一般的には財源に余裕のある年度に積立てを行い、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取崩しを行います。

減債基金とは、将来にわたる市財政の健全な運営を行うため、市債の償還に必要な財源を確保する目的で設置している基金です。償還年度を繰り上げて市債の償還を行う場合や、年度によって市債の償還が多額になる場合に、その財源として活用しています。

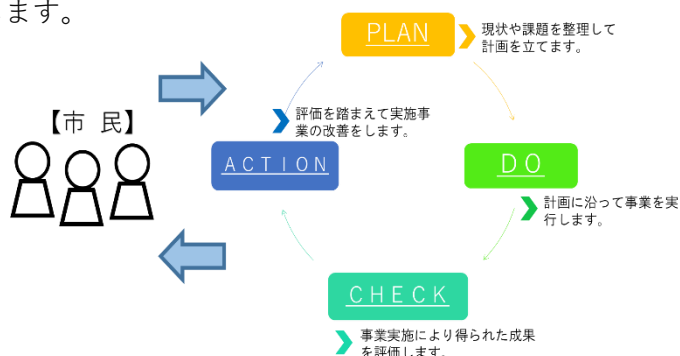
マネジメントシステムについて

PDCA

総合計画の実効性を高めるためには、行政資産（ヒト・モノ・カネ）が連動していることが大切です。つまり、各政策施策に関連する事業を実施するために必要な職員配置、施設や土地、これらを確保するための財源が重要です。この総合計画では、巻末に財政フレームを示すことで、将来にわたる歳入と歳出の見込額を算出した中期的な財源の裏付けを明記しています。

また、基本計画では、市民意識調査の結果を踏まえた成果指標などの指標を設けており、毎年度これらの指標の動きを踏まえた見直しを事務事業ごとに行うこと（事務事業評価）により、各事業が成果指標に着実に結びついているか、事業の成果・効果はこの手段が最適なものであるかどうかといった視点で限られた行政資産を効率的に運用することができます。

これがいわゆる、PDCA サイクルによる行政経営であり、P（Plan 計画を立て）、D（Do 実行し）、C（Check 評価し）、A（Act 改善する）を着実に実行し、将来像の実現という目的を達成する手段である政策目標の実現、政策目標を達成する手段である基本施策の実現、基本施策の目標達成手段である事務事業の実現といった形で連動するマネジメントシステムを構築します。



基本施策3 課題分析に基づく政策立案の推進



あるべき
将来の姿

未来のあるべき姿を踏まえ、証拠に基づく政策立案により、着実に将来像の実現に近づいています。また、既存概念を打破し、新たな発想による新しい価値を創造し続けることができる環境整備ができています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
新規事業の立案件数及び既存事業の事業内容拡充件数	43 件	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用した EBPM（Evidence-based Policy Making：エビデンス ベースト ポリシー メイキング：証拠に基づく政策立案）の推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。国は、EBPM を推進するために様々な取組を進めています。
- 証拠に基づく政策立案のためには、根拠となる基礎データが重要です。国勢調査や経済センサスなど統計法に基づく統計調査を実施しているほか、市民を対象としたアンケートなどの実施により証拠となり得る情報収集を行っています。
- 誰もが活用できるオープンデータを本市のホームページで公開しています。
- 将来像の実現に向けて、毎年度、市が政策的に重点をおいて実施していく事業を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、限りある財源のなかで、より効果的な政策立案や事業展開を図っています。



【ドローンの活用の取組】

課題

- 少子高齢化などにより社会課題が複雑化するなか、将来的な人口や税収の減に備え、総合的かつ計画的に市政を運営することが求められており、各種統計データなどの証拠に基づく施策展開とその効果測定が必要です。
- 費用対効果や事業成果に着目したヒト・モノ・カネの資源配分を推進する必要があります。

- サービスの充実やコスト削減を図るために、民間活力の活用や、民間手法の導入を図る必要があります。
- 縦割りとなりがちな、様々な政策課題について、柔軟に対処する仕組みを充実させる必要があります。職員や市民、事業者等の様々な関係者の力を結集し、新たな発想から価値を創造し続けることができる環境整備が求められています。
- 本市における各種計画の進捗状況を図る成果指標をわかりやすく一元管理していくことで、各事業の成果効果の検証や、部局横断的な事業展開の判断材料としていく必要があります。
- 統計データをオープンデータ化するなど、公開オープンデータの項目を充実させる必要があります。

主要な取組

※赤枠部分はチャレンジする取組

取組名	取組内容	担当課
計画・実行・評価・予算が連動した、効果的・効率的なシステムの確立	厳しい財政状況のなか、限られた資源を活用し、総合計画の実現を図るため、成果や効果などを重視した資源配分を行います。	政策企画課
 指標の一元管理	本市における各種計画の進捗状況を図る指標群をわかりやすく一元管理していくことで、各事業の成果効果の検証や、部局横断的な事業展開の判断材料として活用します。	政策企画課
 調査研究機関の設置検討	多様な人材による参画、新たな発想から価値を創造し続けることができる調査研究機関について設置を検討します。	政策企画課

基本計画

チャレンジする市役所

基本施策3 課題分析に基づく政策立案の推進

主要な取組における参考指標（※赤点線枠部分はチャレンジ指標）

全計画における指標設定数

本市における各種計画の進捗状況を図る指標群を一元管理します。

基準値（令和3年度）

目標（令和5年度）

457 指標

指標数管理 継続

基本施策4 広域連携と協働による イノベーションの推進



あるべき
将来の姿

地域をより良くしようとする共通の目的を背景に周辺自治体や民間、教育機関等との連携が進み、お互いの得意分野を活かした効率的で効果的な行政運営が行われています。

成果指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
石岡市と他自治体、教育機関、事業者などとの協定に基づく連携事業実施数	9事業	基準値より 増

現状・これまでの取組

- 市民の日常生活圏域の拡大、価値観やライフスタイルの変化などに伴い、行政に求められるサービスも高度化・多様化しており、これらに適切に対応していくためには、周辺自治体などとの連携によるスケールメリットを活かした広域的な行政サービスへの取組が重要となっています。
- 本市では、効率的で効果的な行政運営を進めるため、周辺自治体と一部事務組合を構成し、広域的な行政サービスに取り組んでいます。
- 広域市町村や関係機関で構成する各種協議会等へ参加しています。平成28年3月には行方市、小美玉市、及び茨城町と締結した「公の施設の広域利用に関する協定書」に基づき、市民の利便性の向上と地域間交流を推進しています。
- 相互に連携協力して、地域課題を解決するため、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用した連携協定を事業者や教育機関と交わしているほか、あらゆる課題解決に向け、企業等と連携してドローンを活用した調査・実験を進めています。

一部事務組合の名称	共同処理事務の内容
湖北環境衛生組合	し尿
霞台厚生施設組合	ごみ、ごみ処理広域化
石岡地方斎場組合	火葬場
湖北水道企業団	水道、下水道使用料徴収
茨城租税債権管理機構	滞納処分等
茨城県市町村総合事務組合	退職手当、消防賞じゅつ金、交通共済等
協定の種類	協定の内容
連携協定・包括連携協定	教育機関や事業者と締結する地域活性化等を目的とした相互協力の協定
防災協定	自治体や事業者と締結する災害時の救援物資の供給、職員派遣等に関する協定
地域見守り活動等協力に関する協定	事業者と締結する高齢者の見守り等に関する協力協定

課題

- 市民の生活行動圏は、交通や情報通信手段の発達により拡大しており、行政需要への広域的な対応が求められています。さらに、本市だけでは課題に対応、処理することが困難な事案もあり、周辺自治体との連携の強化による広域行政体制の充実が必要となっています。
- 各種団体、事業者、教育機関、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会のほか様々な機関と連携し各種事業を行っています。地域課題の解決のため、今後もあらゆる主体が有機的な連携により、相互的に対等な立場から、自身の役割や責任を認め合い、共に働きかけ、先進技術も併せて用いて積極的にチャレンジしていく必要があります。

主要な取組

※赤枠部分はチャレンジする取組

取組名	取組内容	担当課
 自治体間連携による行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する周辺市町村との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取り組みます。	政策企画課 行革推進課
連携と協働によるまちづくりの推進	各種団体、教育機関、金融機関、事業者等の技術や知識、人材などをまちづくりに活かすとともに、連携により、地域活性化、産業振興、交流事業、人づくりの推進をします。	全庁

主要な取組における参考指標

広域行政取組件数

一部事務組合などの、広域行政で取り組んでいる案件数や広域発注の取組件数（累計）

基準値（令和2年度）

11 件

目標（令和9年度）

基準値より 増

連携協定数

石岡市と自治体・教育機関・事業者等との連携協定の数（累計）

基準値（令和2年度）

97 件

目標（令和9年度）

104 件

基本計画

チャレンジする市役所

基本施策4 広域連携と協働によるイノベーションの推進

基本施策5 デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦



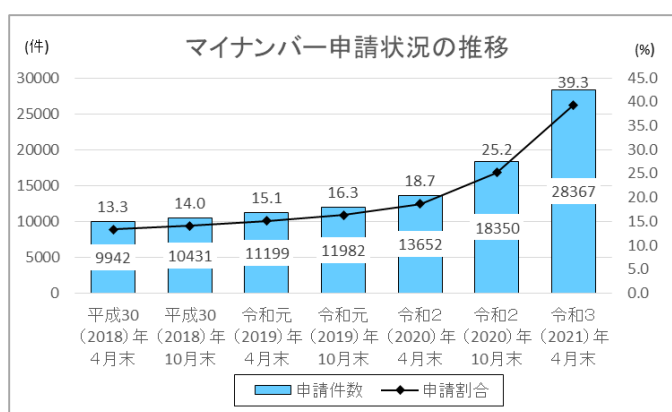
あるべき
将来の姿

ICT の活用により、時代に即した効率的な行政運営を図るための業務・システムの最適化を図り、いつでも、どこでも、誰でも受けられる行政サービスが提供されています。

成果指標	基準値 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
デジタル技術を活用したサービスの利用数・手続き数(年間)	29	基準値より 増

現状・これまでの取組

- SDGs アクションプラン 2021 において、デジタルトランスフォーメーションの推進により、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備することが重点事項として挙げられています。
- 国が令和2年12月に策定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」によると、各自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。また、自治体が重点的に取り組む事項と内容を具体化するために自治体 DX 推進計画を策定することとしています。
- マイナンバーカードの普及率の上昇に伴い、利活用の手段の一つとして、電子申請サービスの拡充等、市民にとって便利なサービスの検討を進めています。
- 限られた職員数によって事務を遂行するため RPA・AI-OCR などを導入し、事務の効率化を進めています。
- ホームページ・メールマガジンにより、行政の新着情報や緊急情報等を配信し、市民生活の利便性等の向上に努めています。
- 情報セキュリティについては、セキュリティポリシーに基づいて情報システム施設への不正な立入り防止、情報資産へのアクセス制御対策等とともに、ネットワークの適正管理と維持管理の徹底に努めています。
- 外部デバイス等による情報資産の持ち出しや、外部ファイルの持込み制限対策等により、情報漏洩・情報セキュリティ対策を徹底しています。



用語解説

自治体 DX とは

デジタル社会の実現に向けて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性向上や業務効率化を図り、行政サービスをさらに向上させる取組。

PRA・AI-OCR とは

RPA とは、PC などを用いて行っている一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のこと。AI-OCR とは、OCR 技術と AI 技術を掛け合わせ、帳票の読み取り制度の向上、手書きの文字列や非提携フォーマットの文書の認識を可能にしたもの。

課題

- 平成30年度策定の「第2次石岡市地域情報化計画」が令和3年度をもって満了となり、令和4年度から次期地域情報化計画として「石岡市DX推進計画」を策定していく必要があります。
- マイナンバーカードの利活用を進め、電子証明書や電子申請によるメリットを多くの方が享受できる取組を進めます。
- ぴったりサービス、いばらき電子申請・届出サービスで利用できる手続きは限られており、市民の利便性向上のためにもその拡充が求められています。また、災害時の情報資産の消失などへの対策と併せて、全庁的な対応が必要であり、各業務所管課の協力が不可欠です。
- すべての市民が情報の格差なく、デジタル社会の恩恵を実感できるようなデジタル活用支援が必要です。
- 新たな情報技術による最適なシステムの構築に取り組み、効果的な整備を行うとともに、効率的な運用や一層のコスト削減が必要となっています。
- 高度化、巧妙化するサイバー攻撃や新たな脅威等への対策と、情報セキュリティに対する職員研修が継続的に必要となっています。

主要な取組

※赤字部分はチャレンジする取組

取組名	取組内容	担当課
 市民サービスの向上・効率的な行政運営のためのシステム構築	市民の利便性・業務の標準化や効率化・費用対効果を踏まえ、手続きオンライン化等、新たな技術動向や社会動向等の調査・研究を行い、次期システムの更新や整備に努めます。	情報政策課 関係各課
情報化社会に適した人材育成	職員の意識高揚と情報やデジタルツール活用能力の向上に向け、デジタル化に関する教育・研修を推進します。	情報政策課
 データの付加価値創造	各種統計調査の実施により地域課題の分析と共有を行います。また、農業・工業その他の事業や活動に対し、オープンデータの整備や統計情報等の提供により、地域経済の活性化につなげます。	政策企画課 情報政策課
マイナンバーカードの利活用	行政のデジタル化の推進により、行政サービスを持続可能なものとしていくため、オンライン申請等マイナンバーカードの利便性を高め、マイナンバーカードの普及率を上昇させます。	政策企画課 市民課 情報政策課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
自治体DX推進体制の構築	情報システムの共通化やデジタル技術の利活用による業務の効率化といった自治体DX実現に向け推進体制整備・DX計画策定を行い、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。	行革推進課 情報政策課 総務課 関係各課



主要な取組における参考指標

デジタル人材育成のための研修会

DX 推進に向けた多面的なアプローチでのデジタル人材育成のための研修会の開催数(累計)

基準値 (令和2年度)

2回

目標 (令和7年度)

10回

電子申請等を活用した事業数

マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービス等を活用した事業数(年間)

基準値 (令和2年度)

29事業

目標 (令和9年度)

基準値より 増

マイナンバーカード申請率

市民のマイナンバーカードの申請率(累計)

基準値 (令和3年度)

40.2%

目標 (令和5年度)

100%

情報システムの標準化・共通化数

オンライン申請等を普及させるためのデジタル化の基盤となる共通システムへの移行数

基準値 (令和2年度)

0

目標 (令和9年度)

17

オープンデータの種類

オープンデータとして公表している公共データ(累計)

基準値 (令和2年度)

3

目標 (令和5年度)

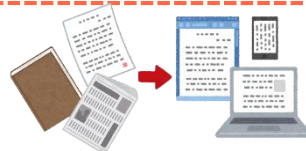
14

オープンデータの種類 (R3.12.1時点)

公衆トイレ一覧、介護サービス事業所一覧、公衆無線LANアクセスポイント一覧

ビックデータの活用による新たな価値の創出

オープンデータについて



「オープンデータ」とは、国や地方公共団体等の行政機関が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式かつ誰もが二次利用を可能とするルールのもとに公開されたデータのことです。これらのデータは許可されたルールの範囲内で誰もが自由に複製・加工や頒布などが可能です。

オープンデータを有効活用することで、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加・官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化だけでなく、地域の課題解決を図り、新たなサービスやビジネスの創出による社会経済の発展につながることが期待されており、取組が活発化しています。



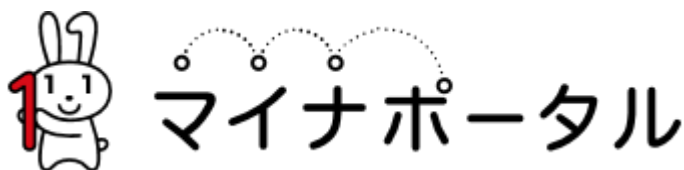
デジタル化社会の実現に向けて

「マイナポータル」について



「マイナポータル」とは、マイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。自宅のパソコン等から、子育てや介護をはじめとするサービスの検索やオンライン申請（ぴったりサービス）、行政機関が保有する自分の情報の確認や、行政機関から配信されるお知らせの受信、自分の個人情報が行政機関同士でどのようにやりとりされたのかの履歴の確認などができるサービスがあります。

また、今後は民間の電子送達サービス等と連携し、官民横断的な手続のワンストップ化などの電子的なサービスへの利活用も検討されています。



基本施策6 開かれた市政の実現



あるべき
将来の姿

市政に関する情報を多様な手段により的確に発信することで、市民が市政に関心を持ち、開かれたまちになっています。

成果指標	基準値	目標 (令和9年度)
選挙投票率（※）	100	基準値より 増

※前回実施した同種の選挙の投票率を100とし、同種選挙の投票率の上昇値を指標化します。

現状・これまでの取組

- 広報紙は、定期的特集記事を組むなど、綿密な取材を踏まえた紙面の充実を進めているほか、SNSによる発信も行っています。ホームページについては、子育てや移住定住に関するサイトを運営するなど、市民にわかりやすい情報を提供することに努めています。
- 文書ファイリングシステムにより、文書を適正かつ効率的に管理することで、事務能率の向上や文書共有化の推進を図るとともに、情報公開等への対応をするなど、市民への説明責任、市政に対する市民の信頼確保に取り組んでいます。令和3年度には、電子決裁システムを導入し、効率的な事務の遂行を進めています。
- 「市長と語ろう会」は、市民が日頃取り組む活動や市政への提案等について、リラックスした雰囲気の中で市長と情報交換できる場であることから、市政運営にとって重要な取組となっています。また、新たな対話のツールとして、オンライン会議の開催も行っています。
- 選挙における投票率向上に向けて出前講座やワークショップ等の選挙啓発を推進していますが、依然として投票率が伸び悩んでいます。市内の学校の児童会・生徒会の選挙や、学習教材として、選挙用物品を貸し出し、実際の選挙のような臨場感を体験することで、選挙への理解を深め、政治に対する関心を高める取組を実施しています。
- 行政が市民の信頼を得るためには、公平性や透明性、経済合理性の確保が非常に重要です。入札や契約情報の公表のほか、監査委員事務局において各種監査を行っています。
- 議会ホームページにより議会活動や会議録等の情報を掲載し、市内に限らず全国的に情報を発信しています。

課題

- 行政サービスの需要が増加し、市民へ伝えるべき情報量が年々増加していることから、情報発信手段を的確に選択しながら、発信すべき内容や頻度、タイミング等を見極めて効果的に実施できる発信力が求められています。
- 「市長と語ろう会」や「市民へのたより」を通した市民からの提案内容が、市政にどのように反映されているかが分かるよう、検討経過等について公表される仕組の構築が必要です。
- 情報発信や意見広聴については、各種媒体の特性を活かした選択を行うとともに、セキュリティ対策の徹底が必要です。
- 公文書等の管理に関する法律の施行により、行政文書の適正な管理や歴史公文書の適切な保存、利用促進などの対応が必要です。
- 令和元年6月に改正された建設業法（昭和24年法律第100号）及び入札契約適正化法、同年10月に告示された「入札契約適正化法に基づく要請」に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められます。
- 市民の議会への関心をさらに高めるため、他自治体議会の取組状況や市民からの意見等をもとに、市民が見たい情報や知りたい情報を把握し、迅速にわかりやすく発信していくことが必要です。

主要な取組

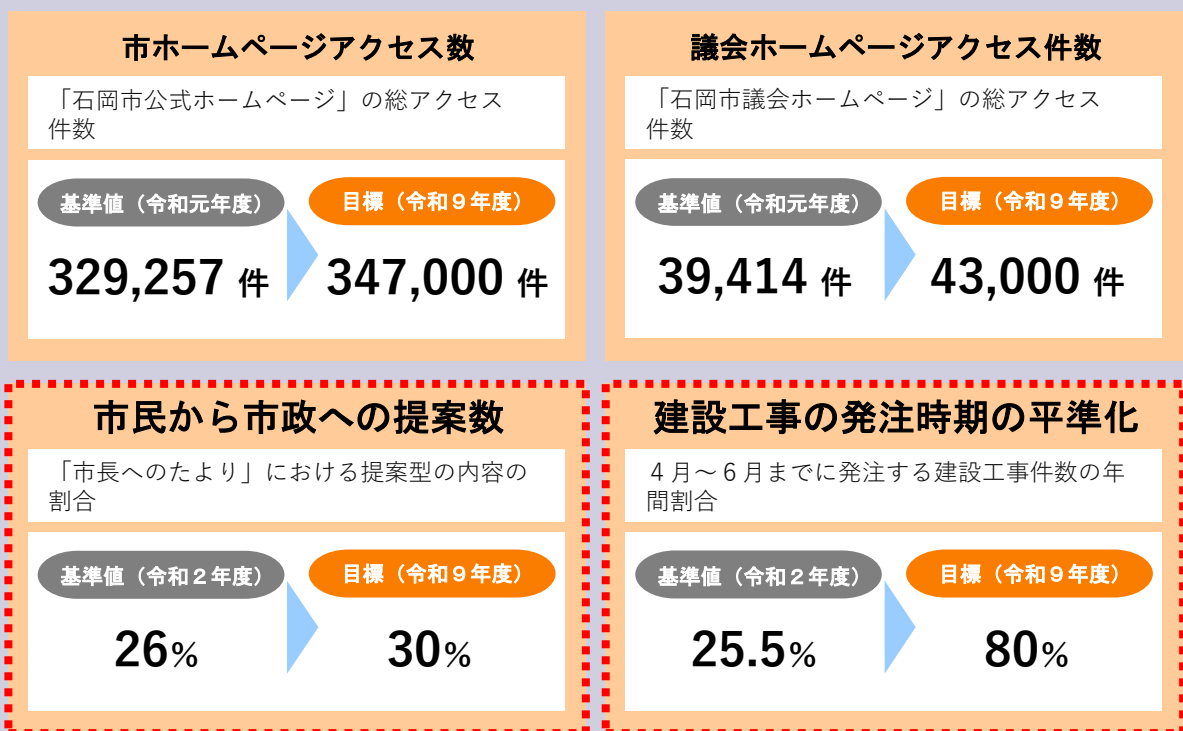
※赤字部分はチャレンジする取組

取組名	取組内容	担当課
分かりやすい情報の発信	広報いしおかの発行や、ホームページの運用を通じ、市政に関する情報を分かりやすく積極的に発信することにより、市政への理解や関心を深めます。	秘書広聴課
広聴活動の充実	「市長と語ろう会」「市長へのたより」等の活動を通じ、市政に関する要望や提案等を的確に把握し、それらを市政運営の参考とすることにより、市民の市政への参画意識を高めます。また、オンラインを活用した、多様な対象の方々からの意見聴取に努めます。	秘書広聴課

取組名	取組内容	担当課
 主権者意識の醸成	小中学生及び高校生に対し選挙権等に関する教育を進めるとともに、市民への選挙に関する啓発活動や選挙サポーターの募集等、選挙を身近に感じる取組を推進します。	総務課 教育総務課
文書の適切な管理	ホームページ上に、市の例規の制定改廃内容を随時更新し、最新の例規情報を公表します。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえた文書管理を行います。	総務課
 契約手続きの透明性の向上	入札及び契約行為、検査を適切に行うとともに、透明性の確保を図ります。	契約検査課
議会に関する情報発信の充実	議会運営及び市民の代表である議員の活動を支えるとともに、定例会や委員会等の議会に関する情報、記録を市民に発信します。	議会事務局



主要な取組における参考指標（※赤点線枠部分はチャレンジ指標）



より良いまちづくりに向けて

「市長と語ろう会」について



市長自らが地域や団体の皆さんのもとに出向き、より良いまちづくりのためにお話を伺う制度です。市長がコーディネーターとなり、座談会方式で行います。テーマに沿って参加者それぞれの意見を出し合って話し合いを進めます。地域資源、文化などの再発見をもとに、「まちづくり」について語り合うことが目的です。



誰もが輝く未来に向けて

「選挙啓発」について



投票率の向上のため、市内高等学校に対し選挙用物品を貸出し、実際の選挙のような臨場感を体験することで、選挙への理解を深め、政治に対する関心を高めてもらう取組を実施しています。



直近の投票率

石岡市長選挙	49.27% (令和2年4月26日)
石岡市議会議員一般選挙	53.87% (平成31年4月21日)
茨城県知事選挙	41.11% (令和3年9月5日)
茨城県議会一般選挙	47.80% (平成30年12月9日)
第25回参議院茨城県選出議員選挙	43.42% (令和元年7月21日)
第25回参議院比例代表選出議員選挙	43.42% (令和元年7月21日)
第49回衆議院小選挙区選出議員選挙	51.69% (令和3年10月31日)
第49回衆議院比例代表選出議員選挙	51.68% (令和3年10月31日)

IV 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、17のゴール・169のターゲットで構成されており、国においても独自に取り組んでいます。

総合計画の施策についても、地域特性に配慮しながらSDGsとの整合を図ります。

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべてのひとに福祉と健康を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う	 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 12 つくる責任つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさも守ろう	15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

■ 石岡市総合計画の政策目標・施策と 17 のゴールの関連

施策	SDGs（17 の目標）
政策目標1 情報発信	
1. シティプロモーションの推進	  
2. 石岡ブランドの充実	  
3. シビックプライドの醸成	 
4. 広報広聴の充実	
5. 海外プロモーションの強化	 
6. フィルムコミッションの充実	 
政策目標2 歴史・観光	
1. 歴史・文化財の保護・活用	 
2. 景観の保全と価値向上	  
3. 観光の振興	 
4. 魅力の活用・創出	 
5. スポーツを通じた関係人口の拡大	

政策目標 3 安全・安心

1. 消防・救急体制の充実				
2. 防災機能の整備・強化				
3. 防災危機管理の充実				
4. 地域防災力の向上				
5. 交通安全の推進				
6. 防犯対策の充実				
7. 消費生活の安全確保				

政策目標 4 都市基盤・環境

1. 駅周辺の整備		
2. 都市機能の集約化		
3. 交通ネットワークの整備		
4. 道路の整備		
5. 水道水の安定供給		
6. 下水道の整備		 
7. 住宅の整備・空家対策		
8. 公園・緑地・自然環境の維持整備		
9. 再生可能エネルギーの推進		
10. 循環型社会の構築		  
11. 環境保全の推進	      	

政策目標 5 健康・福祉

1. 感染症対策の推進	 
2. 地域医療の充実	 
3. 地域福祉の充実	  
4. 健康づくりの推進	   
5. 高齢者福祉・介護予防の充実	   
6. 障がい者福祉の充実	   
7. 生活困窮者等の自立支援	 
8. 持続可能な社会保障制度の運営	  

政策目標 6 子育て・教育・学び

1. 結婚・出産支援の充実	  
2. 乳幼児期支援の充実	  
3. 子育て家庭支援の充実	
4. 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実	    
5. 創意ある学校教育の推進	    
6. 地域と連携した教育の推進	
7. 学校教育環境の整備・充実	 
8. 生涯学習の推進	 
9. スポーツの振興	 

政策目標 7 産業・経済

1. 企業誘致の推進・企業支援の充実	     
2. 中心市街地の活性化	   
3. 商工業の振興	   
4. 農業の振興	     
5. 里山の保全対策	   

政策目標 8 地域文化

1. 協働によるまちづくりの推進	  
2. 協働の場づくり・協働人材の育成	  
3. 文化・芸術の推進	
4. 多様性の尊重と共生社会の構築	     

政策目標 9 チャレンジする市役所

1. 組織・人材マネジメントの充実	 
2. 経営・財務マネジメントの充実	  
3. 課題分析に基づく政策立案の推進	 
4. 広域連携と協働によるイノベーションの推進	  
5. デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦	   
6. 開かれた市政の実現	  

■「SDG s の 169 のターゲット」と「石岡市総合計画の●●（個数）施策」の関係

ターゲット		石岡市総合計画	
1-1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	5-⑦ 5-⑧	生活困窮者等の自立支援 持続可能な社会保障制度の運営
1-2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	5-⑦ 5-⑧ 6-④ 7-①	生活困窮者等の自立支援 持続可能な社会保障制度の運営 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 企業誘致の推進・企業支援の充実
1-3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	5-⑦ 5-⑧ 6-④	生活困窮者等の自立支援 持続可能な社会保障制度の運営 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実
1-4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	5-⑦ 6-④	生活困窮者等の自立支援 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実
1-5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	3-① 3-② 3-③ 3-④	①消防・救急体制の充実 ②防災機能の整備・強化 ③防災危機管理の充実 ④地域防災力の向上
1-a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。		
1-b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	5-⑦ 8-④	生活困窮者等の自立支援 多様性の尊重と共生社会の構築

ターゲット		石岡市総合計画	
2-1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	5-④ 5-⑦ 6-② 7-④	健康づくりの推進 生活困窮者等の自立支援 乳幼児期支援の充実 農業の振興
2-2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	5-④ 5-⑤ 5-⑦ 6-① 6-② 7-④	健康づくりの推進 高齢者福祉・介護予防の充実 生活困窮者等の自立支援 結婚・出産支援の充実 乳幼児期支援の充実 農業の振興
2-3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	7-④	農業の振興
2-4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	7-④	農業の振興
2-5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	7-④	農業の振興
2-a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。		
2-b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。		
2-c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	7-④	農業の振興

ターゲット		石岡市総合計画	
3-1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。	5-② 6-①	地域医療の充実 結婚・出産支援の充実
3-2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	5-② 6-①	地域医療の充実 結婚・出産支援の充実
3-3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	5-①	感染症対策の推進
3-4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	5-④	健康づくりの推進
3-5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	5-④	健康づくりの推進
3-6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	3-⑤	交通安全の推進
3-7	2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。	5-④ 6-①	健康づくりの推進 結婚・出産支援の充実
3-8	全てのの人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	5-① 5-② 5-⑦ 5-⑧	感染症対策の推進 地域医療の充実 生活困窮者等の自立支援 持続可能な社会保障制度の運営
3-9	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	4-⑪ 5-④	環境保全の推進 健康づくりの推進
3-a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。		
3-b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人がへの医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。		
3-c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。		
3-d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
4-1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	6-④ 6-⑤ 6-⑦ 8-④	個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 創意ある学校教育の推進 学校教育環境の整備・充実 多様性の尊重と共生社会の構築
4-2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	6-② 6-③ 8-④	乳幼児期支援の充実 子育て家庭支援の充実 多様性の尊重と共生社会の構築
4-3	2030 年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	6-④ 5-⑤ 5-⑦ 8-④	個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 高齢者福祉・介護予防の充実 生活困窮者等の自立支援 多様性の尊重と共生社会の構築
4-4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	7-① 6-⑧ 6-⑨	企業誘致の推進・企業支援の充実 生涯学習の推進 スポーツの振興
4-5	2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	5-⑥ 6-④ 6-⑥ 7-① 8-④	障がい者福祉の充実 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 地域と連携した教育の推進 企業誘致の推進・企業支援の充実 多様性の尊重と共生社会の構築
4-6	2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	6-⑤ 6-⑧ 8-④	創意ある学校教育の推進 生涯学習の推進 多様性の尊重と共生社会の構築
4-7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	6-⑤ 6-⑧ 8-③ 8-④	創意ある学校教育の推進 生涯学習の推進 文化・芸術の推進 多様性の尊重と共生社会の構築
4-a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	5-⑥ 6-⑦ 6-⑧ 6-⑨ 8-④	障がい者福祉の充実 学校教育環境の整備・充実 生涯学習の推進 スポーツの振興 多様性の尊重と共生社会の構築
4-b	2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。		
4-c	2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。		

ターゲット		石岡市総合計画	
5-1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	8-④	多様性の尊重と共生社会の構築
5-2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	8-④	多様性の尊重と共生社会の構築
5-3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。		
5-4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	6-④ 5-⑤ 8-④	個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 高齢者福祉・介護予防の充実 多様性の尊重と共生社会の構築
5-5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	8-④	多様性の尊重と共生社会の構築
5-6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	5-④ 6-①	健康づくりの推進 結婚・出産支援の充実
5-a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	8-④	多様性の尊重と共生社会の構築
5-b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	8-④ 9-⑤	多様性の尊重と共生社会の構築 デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦
5-c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	8-④	多様性の尊重と共生社会の構築

ターゲット		石岡市総合計画	
6-1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ 衡平なアクセスを達成する。	4-⑤	水道水の安定供給
6-2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生 施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女 児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	4-⑥	下水道の整備
6-3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質 の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な 再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善 する。	4-⑥ 4-⑩ 4-⑪	下水道の整備 循環型社会の構築 環境保全の推進
6-4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善 し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処すると ともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	4-⑤ 4-⑩ 4-⑥	水道水の安定供給 循環型社会の構築 下水道の整備
6-5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベ ルでの統合水資源管理を実施する。	4-⑤ 4-⑥	水道水の安定供給 下水道の整備
6-6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む 水に関連する生態系の保護・回復を行う。	4-⑪ 7-⑤	環境保全の推進 里山の保全対策
6-a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、 リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生 分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大 する。		
6-b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参 加を支援・強化する。	4-⑤	水道水の安定供給

ターゲット		石岡市総合計画	
7-1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービス への普遍的アクセスを確保する。	4-⑨	再生可能エネルギーの推進
7-2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エ ネルギーの割合を大幅に拡大させる。	4-⑨	再生可能エネルギーの推進
7-3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させ る。	4-⑨	再生可能エネルギーの推進
7-a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進 的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの 研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、 エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促 進する。	4-⑨	再生可能エネルギーの推進
7-b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特 に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全て の人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよ う、インフラ拡大と技術向上を行う。		

ターゲット		石岡市総合計画	
8-1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	7-① 7-② 7-③ 7-④	企業誘致の推進・企業支援の充実 中心市街地の活性化 商工業の振興 農業の振興
8-2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	7-① 7-② 7-③ 7-④	企業誘致の推進・企業支援の充実 中心市街地の活性化 商工業の振興 農業の振興
8-3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	7-① 7-②	企業誘致の推進・企業支援の充実 中心市街地の活性化
8-4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。		
8-5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	5-⑥ 7-① 7-② 8-④	障がい者福祉の充実 企業誘致の推進・企業支援の充実 中心市街地の活性化 多様性の尊重と共生社会の構築
8-6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	7-①	企業誘致の推進・企業支援の充実
8-7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。		
8-8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	7-① 7-② 8-④	企業誘致の推進・企業支援の充実 中心市街地の活性化 多様性の尊重と共生社会の構築
8-9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	2-③	観光の振興
8-10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	7-③	商工業の振興
8-a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。		
8-b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
9-1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	4-① 4-④ 4-⑤ 4-⑥ 4-⑦	駅周辺の整備 道路の整備 水道水の安定供給 下水道の整備 住宅の整備・空き家対策
9-2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	7-① 7-② 7-③ 7-④	企業誘致の推進・企業支援の充実 起業・就労支援の充実 商工業の振興 農業の振興
9-3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。		
9-4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	7-① 7-② 7-③ 7-④	企業誘致の推進・企業支援の充実 起業・就労支援の充実 商工業の振興 農業の振興
9-5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	7-① 9-④ 9-⑤	企業誘致の推進・企業支援の充実 広域連携と協働によるイノベーションの推進 デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦
9-a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。		
9-b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。		
9-c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。		

ターゲット		石岡市総合計画	
10-1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。		
10-2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	5-③ 5-④ 5-⑤ 6-④ 6-⑤ 8-④	地域福祉の充実 健康づくりの推進 高齢者福祉・介護予防の充実 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 創意ある学校教育の推進 多様性の尊重と共生社会の構築
10-3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	5-⑥ 8-④	障がい者福祉の充実 多様性の尊重と共生社会の構築
10-4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	5-⑧	持続可能な社会保障制度の運営
10-5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。		
10-6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。		
10-7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。		
10-a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。		
10-b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。		
10-c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
11-1	2030 年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	5-⑥ 4-⑦	障がい者福祉の充実 住宅の整備・空き家対策
11-2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全てのの人に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	3-⑤ 4-① 4-③ 4-④	交通安全の推進 駅周辺の整備 交通ネットワークの整備 道路の整備
11-3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	1-① 3-① 3-⑥ 3-⑦ 4-② 4-⑦ 4-⑧ 7-① 7-② 7-③ 8-① 8-②	シティプロモーションの推進 消防・救急体制の充実 防犯対策の充実 消費生活の安全確保 都市機能の集約化 住宅の整備・空き家対策 公園・緑地・自然環境の維持整備 企業誘致の推進・起業支援の充実 中心市街地の活性化 商工業の振興 協働によるまちづくりの推進 協働の場づくり・協働人材の育成
11-4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	1-① 1-② 1-③ 2-① 2-② 2-④	シティプロモーションの推進 石岡ブランドの充実 シックブライドの醸成 歴史・文化財の保存・活用 景観の保全と価値向上 魅力の活用・創出
11-5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	3-② 3-③ 3-④ 5-① 5-③	防災機能の整備・強化 防災危機管理の充実 地域防災力の向上 感染症対策の推進 地域福祉の充実
11-6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	4-⑩ 4-⑪	循環型社会の構築 環境保全の推進
11-7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	4-⑧ 5-② 5-⑤ 5-⑥ 6-② 6-⑤ 6-⑦ 6-⑧ 6-⑨ 8-① 8-② 8-③ 8-④	公園・緑地・自然環境の維持整備 地域医療の充実 高齢者福祉・介護予防の充実 障がい者福祉の充実 乳幼児期支援の充実 創意ある学校教育の推進 学校教育環境の整備・充実 生涯学習の推進 スポーツの振興 協働によるまちづくりの推進 協働の場づくり・協働人材の育成 文化・芸術の推進 多様性の尊重と共生社会の構築
11-a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	2-④ 4-② 7-④ 7-⑤ 9-④	魅力の活用・創出 都市機能の集約化 農業の振興 里山の保全対策 広域連携と協働によるイノベーションの推進
11-b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙	3-② 3-③ 3-④	防災機能の整備・強化 防災危機管理の充実 地域防災力の向上

	台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。		
11-c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
12-1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。		
12-2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	4-⑪ 7-⑤	環境保全の推進 里山の保全対策
12-3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	5-④ 6-⑤ 7-④	健康づくりの推進 創意ある学校教育の推進 農業の振興
12-4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	4-⑩ 4-⑪	循環型社会の構築 環境保全の推進
12-5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	4-⑩	循環型社会の構築
12-6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	7-①	企業誘致の推進・企業支援の充実
12-7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	9-② 9-⑥	経営・財務マネジメントの充実 開かれた市政の実現
12-8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	4-⑩ 4-⑪ 6-⑤ 7-⑤	循環型社会の構築 環境保全の推進 創意ある学校教育の推進 里山の保全対策
12-a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。		
12-b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	1-① 1-② 1-⑤ 1-⑥ 2-① 2-② 2-③ 2-④ 2-⑤	シティプロモーションの推進 石岡ブランドの充実 海外プロモーションの強化 フィルムコミッションの充実 歴史・文化財の保護・活用 景観の保全と価値向上 観光の振興 魅力の活用・創出 スポーツを通じた関係人口の拡大
12-c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
13-1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	3-② 3-③ 3-④	防災機能の整備・強化 防災危機管理の充実 地域防災力の向上
13-2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	4-⑨ 4-⑩	再生可能エネルギーの推進 循環型社会の構築
13-3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	4-⑨ 4-⑩ 4-⑪	再生可能エネルギーの推進 循環型社会の構築 環境保全の推進
13-a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。		
13-b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。		

ターゲット		石岡市総合計画	
14-1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	4-⑥ 4-⑪	下水道の整備 環境保全の推進
14-2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	4-⑪	環境保全の推進
14-3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	4-⑪	環境保全の推進
14-4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。		
14-5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。		
14-6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。		
14-7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。		
14-a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。		
14-b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。		
14-c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。		

ターゲット		石岡市総合計画	
15-1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	2-② 4-⑪ 7-⑤	景観の保全と価値向上 環境保全の推進 里山の保全対策
15-2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	2-② 7-⑤	景観の保全と価値向上 里山の保全対策
15-3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	7-④	農業の振興
15-4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	2-② 7-⑤	景観の保全と価値向上 里山の保全対策
15-5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	4-⑪	環境保全の推進
15-6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。		
15-7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。		
15-8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。		
15-9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	4-⑪	環境保全の推進
15-a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	4-⑪	環境保全の推進
15-b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	2-② 7-⑤	景観の保全と価値向上 里山の保全対策
15-c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	4-⑪	環境保全の推進

ターゲット		石岡市総合計画	
16-1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	3-⑥ 8-④	防犯対策の充実 多様性の尊重と共生社会の構築
16-2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	6-③ 6-④ 6-⑤	子育て家庭支援の充実 個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実 創意ある学校教育の推進
16-3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。		
16-4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	3-⑥ 3-⑦	防犯対策の充実 消費生活の安全確保
16-5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	9-② 9-⑥	経営・財務マネジメントの充実 開かれた市政の実現
16-6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	9-② 9-⑥	経営・財務マネジメントの充実 開かれた市政の実現
16-7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	8-① 8-② 9-② 9-⑥	協働によるまちづくりの推進 協働の場づくり・協働人材の育成 経営・財務マネジメントの充実 開かれた市政の実現
16-8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。		
16-9	2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	9-①	組織・人材マネジメントの充実
16-10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	9-⑤ 9-⑥	デジタル化の推進・自治体 DX の挑戦 開かれた市政の実現
16-a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。		
16-b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	9-③	課題分析に基づく政策立案の推進

ターゲット		石岡市総合計画	
資金			
17-1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。		
17-2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。		
17-3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。		
17-4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。		
17-5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。		
技術			
17-6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。		
17-7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。		
17-8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。		
キャパシティ・ビルディング			
17-9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。		
貿易			
17-10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。		
17-11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。		
17-12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。		
体制面 政策・制度的整合性			

17-13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	9-②	経営・財務マネジメントの充実
17-14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	9-③	課題分析に基づく政策立案の推進
17-15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	9-③	課題分析に基づく政策立案の推進
マルチステークホルダー・パートナーシップ			
17-16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	1-① 1-③ 1-④ 1-⑤ 1-⑥ 9-⑤	シティプロモーションの推進 シビックプライドの醸成 広報広聴の充実 海外プロモーションの強化 フィルムコミッションの充実 デジタル化の推進・自治体 DXの挑戦
17-17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	1-① 1-② 1-③ 3-④ 3-⑥ 5-③ 7-② 7-③ 8-① 8-② 9-① 9-④ 9-⑥	シティプロモーションの推進 石岡ブランドの充実 シビックプライドの醸成 地域防災力の向上 防犯対策の充実 地域福祉の充実 中心市街地の活性化 商工業の振興 協働によるまちづくりの推進 協働の場づくり・協働人材の育成 組織・人材マネジメントの充実 広域連携と協働によるイノベーションの推進 開かれた市政の実現
データ、モニタリング、説明責任			
17-18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。		
17-19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。		

V 指標一覧

本計画における「政策目標」の政策指標、「基本施策」の成果指標の一覧です。

					凡例 ■ 政策目標 ■ 成果指標		
政策目標	基本施策	指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	担当課
政策目標 1 情報発信		石岡市を知人に「お勧めしたい」と考える市民の割合（NPS）	-42.4	R3	基準値より増	R9	政策企画課
		石岡市に愛着を感じる市民の割合	72.3%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①シティプロモーションの推進	石岡市を知人に「お勧めしたい」と考える市民の割合（NPS）	-42.4	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	②石岡ブランドの充実	石岡市には自慢できる魅力があると思う市民の割合	52.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	③シビックプライドの醸成	市に愛着を感じる市民の割合	72.3%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④広報広聴の充実	市公式ホームページアクセス数	329,257件	R2	347,000件	R9	秘書広聴課
		議会ホームページアクセス数	39,414件	R2	43,000件	R9	庶務議事課
	⑤海外プロモーションの強化	観光案内所における外国人来訪者数	176人	R1	基準値より増	R9	観光課
	⑥フィルムコミッションの充実	フィルムコミッションでの活動をPRした件数（累計）	1件	R1	6件	R9	観光課
政策目標 2 歴史・観光		石岡市には自慢できる魅力があると思う市民の割合	52.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
		観光入込客数	148万人	R1	200万人	R13	観光課
	①歴史・文化財の保護・活用	歴史・文化財を活用した事業数	5件	R2	7件	R9	文化振興課
	②景観の保全と価値向上	住民参加型まちづくりファンド支援事業の年間の実施数	2件	R2	5件	R9	都市計画課
	③観光の充実	観光入込客数	148万人	R1	200万人	R13	観光課
		1人当たりの観光消費額（日帰り）	4,099円	R2	5,000円	R13	観光課
		1人当たりの観光消費額（宿泊）	8,400円	R2	10,500円	R13	観光課
		観光客満足度	71.20%	R2	80.00%	R13	観光課
	④魅力の活用・創出	石岡市には自慢できる魅力があると思う市民の割合	52.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑤スポーツの観光活用	スポーツを通して市外の方と交流している市民の人数	878人	R2	1,600人	R13	スポーツ振興課

					凡例 ■ 政策目標 ■ 成果指標		
政策目標	基本施策	指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	担当課
政策目標 3 安全・安心		石岡市は災害・犯罪・事故等の発生に際し、安全・安心に暮らせるまちだと感じる市民の割合	78.7%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①消防・救急体制の充実	救命率の向上	7.70%	R2	基準値より増	R9	警防課
	②防災機能の整備・強化	災害時に情報を入手することに不安がない市民の割合	58.3%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	③防災危機管理の充実	災害に備えるため、食料品などを備蓄している市民の割合	58.3%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④地域防災力の向上	自主防災組織の設立数（累計）	161組織	R2	170組織	R9	防災危機管理課
	⑤交通安全の推進	横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、一時停止している市民の割合（車運転者のみ）	56.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑥防犯対策の充実	市内における年間の刑法犯罪件数	423件	R2	基準値より減	R9	コミュニティ推進課
	⑦消費生活の安全確保	消費者トラブル発生件数（消費者庁報告案件）	411件	R2	280件	R9	コミュニティ推進課
政策目標 4 都市基盤・環境		今後も石岡市に住み続けたいと思う市民の割合	78.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①駅周辺の整備	1日あたりの石岡駅前通りの歩行者・自転車通行量	534人	R1	785人	R7	駅周辺にぎわい創生課
	②都市機能の集約化	都市機能誘導区域の人口密度	2.59人/ha	H27	基準値を維持	R20	都市計画課
	③交通ネットワークの整備	市内の主要公共交通機関の1日あたりの平均利用者数	7,322人	R2	8,000人	R9	都市計画課
		市高齢者の運転免許返納件数（年）	245件	R2	350件	R9	都市計画課
	④道路の整備	道路の整備によって以前よりも移動が快適になっていると感じる市民の割合	54.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑤上水道の安定供給	水道水を安心して利用できると感じる市民の割合	80.5%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑥下水道の整備	污水处理人口普及率	88.0%	R2	96.00%	R17	下水道課
	⑦住宅の整備・空き家対策	市内において、持家の工事に取り掛かった件数（年間）	178件	R2	200件	R9	建築住宅指導課
		市内の空家が解消された件数（累計）	15件	R2	29件	R9	生活環境課
	⑧公園・緑地・自然環境の維持管理	公園や自然環境が身近にあり、やすらぎを感じている市民の割合	62.5%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑨再生可能エネルギーの推進	省エネルギー対策を実施している市民の割合	20.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
		再生可能エネルギーの導入をしている市民の割合	7.5%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑩循環型社会の構築	1人あたり1日の家庭ごみ排出量	739g	R2	基準値より減	R9	生活環境課
	⑪環境保全の推進	恋瀬川BODの値	1.2mg/l	R2	基準値を維持	R9	生活環境課
		霞ヶ浦CODの値	6.4mg/l	R2	基準値を維持	R9	生活環境課

凡例 政策目標 成果指標							
政策目標	基本施策	指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	担当課
政策目標 5 健康・福祉		住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせていると感じる市民の割合	84.3%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①感染症対策の推進	手洗いやマスクの着用など基本的な感染症対策を行っている市民の割合	97.9%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	②地域医療の充実	地域医療が充実していると感じる市民の割合	43.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	③地域福祉の充実	地域で暮らす皆で助け合い、協力し合っている（地域の助け合いによる福祉）と感じる市民の割合	54.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④健康づくりの推進	健康寿命の延伸	男性78.46歳 女性83.64歳	H28	基準値より延伸	R9	健康増進課
	⑤高齢者福祉・介護予防の充実	65歳以上の人口に占める要介護2未満の割合	91.2%	R2	基準値を維持	R9	高齢福祉課
	⑥障がい者福祉の充実	多様性を認め合い、地域でともに暮らしていこうと考える市民の割合	78.1%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑦生活困窮者等の自立支援	生活保護から自立した年間の世帯数	33世帯	R2	40世帯	R9	社会福祉課
政策目標 6 子育て・教育・学び		健康寿命の延伸	男性78.46歳 女性83.64歳	H28	基準値より延伸	R9	健康増進課
		合計特殊出生率	1.44	R3	1.80	R12	政策企画課
		学校に行くことが楽しいと思う児童生徒の割合	85.14%	R3	基準値より増	R9	教育総務課
		趣味の教室や講座に参加するなど、自ら学びの場に参加している市民の割合	20.2%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①結婚・出産支援の充実	合計特殊出生率	1.44	R3	1.80	R12	政策企画課
		石岡市で子どもを産み育てたいと思う市民の割合（10代～40代）	53.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	②乳幼児期支援の充実	保育所等の待機児童数	0人	R3	基準値を維持	R9	こども福祉課
	③子育て家庭支援の充実	石岡市で子どもを産み育てたいと思う市民の割合（10代～40代）	53.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④個別の事情を踏まえた子ども・家庭支援の充実	不安なく子どもを育てやすい地域だと感じる市民の割合	50.6%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑤創意ある学校教育の推進	地域社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合	51.87%	R3	基準値より増	R9	教育総務課
	⑥地域と連携した教育の推進	地域の子どもたちへの支援を行っている市民の割合	28.4%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑦学校教育環境の整備・充実	小学校の複式学級	12学級	R3	0学級	R9	教育総務課
	⑧生涯学習の推進	趣味の教室や講座に参加するなど、自ら学びの場に参加している市民の割合	20.2%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑨スポーツの振興	日常生活において歩行または同等以上の身体活動を1日1時間以上実施している市民の割合	32.8%	R3	基準値より増	R9	政策企画課

政策目標	基本施策	指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	担当課
政策目標 7 産業・経済		市内に魅力的な産業や職場があると感じる市民の割合	23.2%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①企業誘致の推進・企業支援の充実	新規企業誘致・既存企業の新増設件数の累計	2件	R2	16件	R9	商工課
	②中心市街地の活性化	1日あたりの中心市街地における歩行者通行量	1,903人	R1	2,800人	R7	駅周辺にぎわい創生課
	③商工業の振興	石岡市立地適正化経過と連動した生活サービス関連の創業件数（累計）	4件	R2	8件	R9	商工課
	④農業の振興	市内における農業生産額	1,617千万円	R1	基準値より増	R9	農政課
	⑤里山保全の対策	経営管理がされている森林の面積	2,246ha	R2	基準値より増	R9	農政課
政策目標 8 地域・文化		まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
		文化・芸術に触れている。または、文化・芸術活動に参加している市民の割合	16.9%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①協働によるまちづくりの推進	まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	②協働の場づくり・協働人材の育成	まちづくりに参画している市民の割合	13.0%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	③文化・芸術の推進	文化・芸術に触れている。または、これらの活動に参加している市民の割合	16.9%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④多様性の推進と共生社会の構築	多様性を認め合い、地域でともに暮らしていこうと考える市民の割合	78.1%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
政策目標 9 チャレンジする市役所		市役所が常に改善、改革に取り組むチャレンジ精神をもっていると感じる市民の割合	30.6%	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	①組織・人材マネジメントの充実	仕事にやりがいを持つ市職員の割合	50.48%	R3	基準値より増	R9	総務課
	②経営・財務マネジメントの充実	財政健全化指数①	△5.76%	R2	12.58%未満	R13	財政課
		財政健全化指数②	△14.06%	R2	17.58%未満	R13	財政課
		財政健全化指数③	7.80%	R2	25.0%未満	R13	財政課
		財政健全化指数④	7.80%	R2	18.0%未満	R13	財政課
		財政健全化指数⑤	33.30%	R2	350%未満	R13	財政課
	③課題分析に基づく政策立案の推進	新規事業の立案件数及び既存事業の事業内容拡充件数	43件	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	④広域連携と協働によるイノベーションの推進	石岡市と自治体、教育機関、事業者などとの協定に基づく連携事業自指数	9事業	R3	基準値より増	R9	政策企画課
	⑤デジタル化の推進・自治体DXの挑戦	デジタル技術を活用したサービスの利用数・手続数	29	R2	基準値より増	R7	情報政策課
	⑥開かれた市政の実現	選挙投票率	100	—	基準値より増	R9	総務課

